

今治明德短期大学 研究紀要

第14集

目 次

- 今治明德短期大学の公開講座に関する研究……………小 池 源 吾…… 1
- 徳川時代の相続法についての一考察……………小 笠 原 一 郎……33
- 愛媛県における食事文化伝承に関する一考察
其のⅣ—愛媛県魚島村魚島の副食物文化を中心として—…薦 田 道 子……43
-

昭和 5 7 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

今治明德短期大学の公開講座に関する研究

小 池 源 吾

今治明德短期大学

A Study of the Extension Work in Imabari Meitoku Junior College

Gengo KOIKE

Imabari Meitoku Junior College

は じ め に

本稿の目的は、今治明德短期大学における公開講座をとり上げ、受講生の意識調査から、大学開放の今後に資する基礎資料を提供することにある。

いまだ大学開放が模索ないしは試行の段階にあるわが国にあっては、公開講座の実践報告や調査は、わずか数例をみるにすぎない¹⁾したがって大学開放のあり方を検討する上で、この種の実態調査がもつ意義は大きいと思われる。しかしその一方で、大学開放の未来を切り拓くためには、現代社会の中で大学に課せられた新たな使命とは何か、という視点からのアプローチを欠くわけにはいかない。つまり大学開放の理念にかかわる問題である。その意味から、なにがしかの形で大学開放の方向性を見定めておく必要が生じてくる。そこで本稿では、まず最初に戦後わが国における大学開放の動向を概観した後に、本学が昭和56年に着手した公開講座の概要に言及し、続いて調査結果の考察を試みようとしている。

1) 大阪大学人間科学部『大学の成人教育に関する調査報告—大阪大学の場合』, 1976.

「東北大学教育開放講座, 受講生調査報告」東北大学教育学部附属大学教育開放センター編『大学と社会』No.9・10, 1977.

香川正弘・萩原考三「大学の公開講座に関する実証的研究—佐賀大学の成人美術教育を事例にして—」『生涯教育と高等成人教育』No.2, 1979.

なお、調査票の作成にあたっては、とくに香川氏の論文から多くの示唆を得た。

I. 戦後わが国における大学開放の動向

今日、大学がもてるリソースを広く社会に開放することの意義を全く否定する者はおそらくいないであろう。だが、かつて戦後まもない時期にもまた「アカデミズムを民衆に解放することのできる可能性をはらんだ稀有な時代」²⁾ が明らかに存在した。いわば大学開

放の第一期とも称しうるものである。

そうした動向の端緒は、昭和20年11月6日付けで発令された一通の次官通牒である。「社会教育振興ニ関スル件」と題するそれは、「国民文化ノ向上ニ資スル」ための「既設聴講制度ヲ拡充スル等努メテ学校ノ講義ヲ大衆ニ公開」する必要を明示するとともに、その方法として文化講座、夏期大学、補導学級を構想している。

折しも、民主主義国家の基底をなす教育の大綱が米国教育使節団によって検討されていた時期である。昭和21年3月にとりまとめられた『米国教育使節団報告書』は、随所で大学開放に言及している。たとえば「成人教育」の項では、大学を「成人教育を起動させる大きな潜在力³⁾」と捉えた上で、学校開放 (school extension) の理念から公開講座 (extension courses) の意義を熱っぽく説きおこす。同様の主旨は、「高等教育」について述べた第六章からも読みとることができる⁴⁾。

「公開講座によって、大学は、正規の大学講座に入学する資格のない成人の聴講生に、刺激と教授とを与えることができるのである。(公開講座というのは、学士号を目的としない学生のための、学園内または学園外で設けられている講座を指すのである。)

この計画は、大学を一般大衆とより密接に結びつけるという点でとくに貴重である。」

この使節団報告書を契機にして、昭和21年の前半期には、あいついで局長通達が発せられている。「大学専門学校聴講生に関する件」「大学高等専門学校教職員学徒の社会教育活動協力について」「学校施設の一般大衆への開放に関する件」「地方民衆大学講師派遣について」などである。いうまでもなくいずれも大学開放の推進をねらいとするものであった。

これらをうけた形で同年8月に文化講座の委嘱実施が通達されるにおよび、ついに戦後大学開放事業に先鞭がつけられる。「文化講座開設要綱」にしたがえば、1回4時間の計4講義をユニットとする各講座には、民主主義の精神に透徹し、科学的素養を深め、新文化建設の基礎を培う、との期待がこめられていた。ちなみに初年度の開設状況についていうなら、国公私立あわせて29校が文化講座を提供している。またその翌年には、一層系統的組織的な講座方式を企図して、夏期講座(4週間程度、総時数100時間程度)と専門講座(2~3ヶ月、総時数250時間程度)が新たに加わる。つまりこれら3つをもって、戦後わが国における大学開放の初期形態とみなすことができるのである。

にもかかわらず、後の展開を跡づける時、かならずしもそれらが予期したとおりの成果をおさめたとはいいがたい。文化講座を例にとると、文部行政の転換を背景に、26年には大学から切りはなされ、各都道府県に委嘱して実施されることになったし、また夏期講座にしても、開設講座数は、22年の29講座をピークにしてその後漸減し続け、27年以後は開設をみていない。他方専門講座の場合、一応命脈を保ったものの、当初の情熱は消えうせ、概して低調であった⁵⁾。ために、もはや慣行としてビジネスライクに行われているにすぎない、という批判すら聞かれた⁶⁾。

ここに示されるごとく、初期の大学開放は、挫折もしくは低迷を余儀なくされていった。こうした事態を生起せしめた原因を、確井氏は日本の教育的土壌(戦前に形成された社会教育観の伝統)、大学の体質、文部行政の転換に帰している⁷⁾。いかに高遠な理想から導き出されたにせよ、この時期の大学開放は、初期の意図を貫徹するに不可欠な諸条件を欠いていた。その間なんらの手立ても講じられなかったわけではない。たとえば、39年になって社会教育審議会は、大学開放の推進を図るため、組織、機構の整備と予算上、法制上の措

置を講じる必要性について答申を行っている。しかし、大学開放の気運が再び高揚するには、50年代を待たねばならなかった。その意味で注目すべきは、40年代にわが国に紹介された生涯教育であろう。

周知のごとく生涯教育(lifelong integrated education)とは、昭和40年12月にパリで開催された第3回ユネスコ成人教育委員会席上で、時のユネスコ教育局継続教育部長ポール・ラングランが提唱した概念である。近年における急激な社会、経済的变化は、人びとに新たな知識技能の修得を要請する一方で、所得水準の向上、労働時間の短縮さらには余命の延長などの経済的、時間的ゆとりは、人びとの教育的、文化的要求を増大させてきた。教育の観念が一大変革を迫られたのは必定である。もはや教育は、一定年齢の時期における学校教育だけでは完結しえない。生まれてから死にいたるまで生きているかぎり学習を続けることによってのみ、人間は、個人ならびに社会の永続的な要求にこたえられると、彼は指摘する⁸⁾。ただし、人びとが自発的意志に基づいて学習を継続して行おうとしたなら、それに見合った教育の機会が整備されねばならない。つまり教育機会の垂直的ならびに水平的統合を通じて、教育の生涯保障を提起したところに、生涯教育の現代的意義が存する。

生涯教育の登場がわが国にいかばかりの影響を与えたかは、40年代後半以後あいついで刊行された生涯教育論をはじめ答申や報告書の類から容易に理解できる。論者の立場こそちがえ、教育改革の基礎原理を生涯教育に見出したことは、おのずから明らかである。これを社会教育に即してみるなら、生涯教育は、公民館および青年団・婦人会の三位一体を支柱とする伝統的な概念⁹⁾に抜本的な変革をもたらすモメントとして作用した。

具体的には、社会教育の対象として成人がクローズアップされた意義は大きい。一般に生涯のうちで最も重大かつ困難な生活上・職業上の課題解決をせまられるライフステージが成人期に相当する。ましてや、変化の比較的緩慢な時代ならいざしらず、現代にあっては社会は加速的に変化をとげている。そのため、既存する知識技能の7パーセントを毎年更新し続けなければならず、激しい社会変化への対応は不可能であるとすらいわれる。成人にとって、いまや教育は死活にかかわる問題となってきた。このことは、国民の9割近くまでが、職業・家庭生活の知識技能を高めたり、生きがいを創造するために、生涯教育の必要性を認めている事実からも窺い知れよう¹⁰⁾。

しかしながら成人の教育要求の高度化、多様化に鑑みて、公民館を中心とする既存の社会教育の枠内で対応しようとしても、そこにはおのずから限界があった。この点、社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年)で示された方向は、評価してよい。同答申は、「まえがき」で「社会教育という概念は、従来、ややもすると狭いわくの中でとらえる傾向があった」と、それまでの社会教育の狭隘さに反省を促しつつ、成人期における社会教育の課題について以下のように述べている。

「高等な知識や技術を組織的に与えうる学校は、青年期だけでなく、広く成人一般にも開放されなくてはならない。反面、学校は、専門化や分業の傾向が増大しつつある社会において要請されている一般教養を与えうる場としてふさわしい所でもあるので、学校と社会教育との協力関係はますます必要となる。大学、高等学校等が、開放講座、通信教育、放送教育、夜間制などを通して、成人一般に教育の機会を提供するとともに、実生活を経験した成人が、その学習意欲に応じて、適宜、卒業後、再入学できる制度を設ける必要がある。」

すでに明らかなように、成人の教育要求を満たす有効な方途は、学校が有するリソースを活用する他にはない。就中、最新かつ最高のリソースを集積しているという理由から、大学に期待がかけられたとしても不思議ではなかった。

この答申と相前後して教育制度全般に渡る改革を検討してきた中央教育審議会は、昭和52年には文部大臣から「当面する文教の課題に対応するための施策について」の諮問を受け、生涯教育を最重要課題に据えた。4年間の審議を経てまとめられたのが、答申「生涯教育について」であった。そこでは、人間の一生を「成人するまで」「成人期」「高齢期」に3区分した後、それぞれの時期における教育のあり方が検討されている。興味深いのは「成人期の教育」に最も多くのスペースを割り、加うるにその時期における教育の具体的方策の筆頭に高等教育の開放をあげていることである。そして次のように述べる。

「わが国においては、従来から大学・短期大学等の高等教育機関は主として高等学校から直接進学するものを受け入れており、成人に対する開放は必ずしも十分ではなかった。」

「今後は、生涯教育の観点から高等教育の機能をより積極的に成人に対して開放し、実生活を経験した者が必要に応じて大学等に入学できるようにすることが望まれる。」
だがここで忘れてならないのは、教育学的にみた成人の特質である。成人の教育は、青少年期のそれとは本質的に異なる。後者の場合、教育の目的は、カリキュラム等に対して多かれ少なかれ「外からの強制」が加わらざるをえない。それに対して成人教育では、強制はなんらの意味ももたない。彼らは自分を自分で教育するからである。換言すると成人教育では、彼らに応じた独特の方法や工夫をこらすことが必要となる。¹⁾そのため答申は、大学開放を行うに際して、大学教育の単なる制度的転用を排し、成人の諸特性をふまえた弾力的な運用が求められることを指摘している。

「高等教育の機会の成人への開放を進めていく場合、当面、高等教育制度に漸次弾力性を加えていく形で、まずその運用の改善を図るべきである。その場合、成人の年齢、能力、学習目的などの多様性に応じて、各高等教育機関がそれぞれの特質、構造を柔軟に生かすよう配慮すべきである。」

ところで今一度、昭和20年代の大学開放を想起してみよう。とりわけ「アカデミズムを民衆に解放することのできる可能性」が「可能性」のままに終始してしまった事情に思いをめぐらすとよい。原因のひとつは、まぎれもなく高等教育関係者の側での意識の後退に帰着する。ひるがえっていえば、大学開放の成否は、究極のところ、高等教育関係者の意識と姿勢にかかっている。²⁾これは、過去の経験に学ぶべき貴重な教訓ではなかったであろうか。答申が、高等教育関係者の生涯教育に対する理解の必要性をあえて強調したのもそのためであった。

そうした観点から現実目には目を遣れば、生涯教育は、徐々にではあるが確実に高等教育関係者の間に浸透しつつあるように思われる。それは、成人に大学教育機会を開放するためのスキームが積極的に試みられはじめた事実でもって証左されるであろう。

すなわち、すでに大学院修士課程レベルで成人の受け入れに方途をつけた大学としては、筑波大学（教育、経営政策大学、環境科学、理工学）、埼玉大学（政策科学）、兵庫教育大学（学校教育）、慶応義塾大学（経営管理）が知られている。学部レベルとなれば、別枠の定員を社会人に用意した立教大学法学部の例をはじめ、夜間制、昼夜開講制、通信教育と

その形態や方法も多様性に富み、成人に大学教育機会を提供している事例は枚挙にいとまがない。また東北大学、金沢大学、香川大学では、大学開放センターが設置され、大学教育の開放とそれに関連する研究を進めている。さらに昨年7月に、放送大学（仮称）実現に向けて、特殊法人放送大学学園が発足をみたことは、記憶に新しい。

他方、大学公開講座はどうであろうか。昭和54年を例にとると、201大学（国立70、公立12、私立119）が公開講座を実施している¹³⁾昭和51年のそれが138大学（国立64、公立8、私立65）であったことを考えあわせると、4年間に63大学が新規に公開講座に着手した計算になる。また公開講座数でも、昭和51年の711講座（国立322、公立80、私立309）から4年後には1,181講座（国立353、公立50、私立778）へと、50年代に入ってから急増傾向がみられる。とくに私立大学を中心に公開講座の普及は著しいものがある。

現状から察するかぎり、今日の趨勢は助長されこそすれ、にわかに転じるかもしくは後退するとは考えがたい。むしろ現状は、大学開放にゆたかな展望を与えている。とすれば、ようやくわが国においても大学が成人教育に組織的に対応する時代が到来したといっても過言ではなからう。その意味で、今後、大学開放が教育、研究に次ぐ第三の大学機能として広く認識されるようになるであろうことは、もはや疑いをはさむ余地はない。同時にそれは、大学を基軸に据えた社会教育再編成の可能性が顕現する時を意味しているのである。

- 2) 確井正久、『社会教育』東京大学出版会、1971、P 330.
- 3) 村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社 P 101.
- 4) 同上、P 122.
- 5) 文部省『学制百年史』1973、P 973.
- 6) 確井正久、前掲書、P 339.
- 7) 同上、P 340.
- 8) ポール・ラングラン著、波多野完治訳「生涯教育について」森隆夫編著『生涯教育』帝国地方行政学会、1970、P 258.
- 9) 確井正久、前掲書、P 340.
- 10) 総理府「生涯教育に関する世論調査」、1979.
- 11) 波多野完治『生涯教育論』小学館、P 141.
- 12) 中央教育審議会答申『生涯教育について』1981、P 35.
- 13) 「開かれた大学教育」『文部広報』（昭和55年8月31日）

II. 今治明德短期大学における公開講座の概要

大学の成人教育に対する取り組み方は、じつに多様である。この点に着目した実証的研究としては、J. ケアリの『Forms and Forces in University Adult Education』(1961)が有名である。成人教育は、伝統的な大学観との相克の中で、大学の本義的な機能とみなされるようになって、彼は考えた。それゆえ、大学間でみられる成人教育への取り組み方の差異を大学成人教育の発展過程における位相と捉える。そこから彼は、学科支配(Departmental control)の段階に始まり、自律 (Autonomous Stage)、統合 (Integration Stage)、融合 (Assimilation) にいたる4段階から構成される大学成人教育の発展モデルを提示した。

すでに一定の発展段階にある大学成人教育が次の段階に移行するには、当然のことなが

ら、当該大学の伝統や学風、成人教育の指導理念、あるいは予算、スタッフ、組織等運営上の問題と、さまざまな要因がかかわっている。だがここで注目したいのは、学内で成人教育がどの程度認知されているかという、成人教育受容の重要性、しかもそれと学長の識見との間に示された有意な相関関係である。

ケアリがいうところにしたがえば、成人教育プログラムが効果的に提供されるか否かは、学長の熱意にかかっている。たとえ学内に手ごわい反対があったとしても、学長のサポートがあれば、成人教育はスムーズに機能することが可能となる。つまり学長が成人教育に熱意をもってあたる時には、大学が行う成人教育は発展するし、逆に懐疑的であれば、退潮を呈する、と彼は指摘する¹⁴⁾。むしろ主要な学部長 (deans) ならびに学科長 (department heads) が果たす役割は看過できない。にもかかわらず、ケアリが学長の識見を問題にしたのは、全学に及ばず彼の影響力の大きさゆえであった。いいかえれば、成人教育を受容する風土の醸成に与って力のある人物は学長をおいてほかにいないからである。

その意味では、本学の場合も例外ではない。とすれば、本学の公開講座の基本的性格は、宮本七郎学長の所見から窺い知ることができよう。いみじくも彼は、「今治明德短期大学新聞」(昭和56年7月1日発刊)に「生涯教育と地域短大の課題」と題する論文を物している。そこでは、まず生涯教育の現代的意義が説きおこした後に、コミュニティ・カレッジについて次のごとく述べている。

「アメリカでは、短期大学約1,000校のうち、およそ90%にあたる900校は、市町村等地方自治体の連合体組織によって設立された公立短大で、名称も『コミュニティ・カレッジ』(地域大学)と呼ばれる。いずれも、自宅から通学できる学生を対象とする大学教育を標榜している。しかも学生には、地域内の多くの成人が含まれていることからコミュニティ・カレッジの社会教育に果たす役割は大きい、といわれる。」

「国状はちがうけれども、日本も今や『地方の時代』といわれ、短大はまさにその『地方の時代』を担う大学としての役割を果すべき時期に来ていると考えられる」と。そしてこれに続けて、中央教育審議会の小委員会がその年の3月に発表した報告書から「短期大学教育の活用」の部分が引用されている。

「短期大学は、高等教育の機会の拡充に寄与しているが、また、その地域的な分布状況からみても、四年制の大学に比べ、より一層地域社会において効果的な役割を果たしやすいと言える。」

「したがって、短期大学の教育内容については、四年制の大学の専門分野構成の型にとらわれずに、地域の要請に応ずるものとしたり、あるいは専門的職業教育や一般教養的なもので短期大学としての特色を生かした内容のものを取り入れるなどして、社会人がより広く活用し得るような方向を目指すことが望まれる。」

「また、地域の社会教育機関と協力して公開講座を行うなど、地域住民のために短期大学を積極的に役立てることが望まれる。」

ここに明らかなように、そもそも本学の公開講座は、生涯教育体制の確立が急務とされる情勢下で、短期大学の範をコミュニティ・カレッジに求めたところから発意されたものである。

さて公開講座開設に向けての準備作業は、昭和55年の夏に始まる。さしあたって検討すべき課題は、開設の方法ならびに費用の確保であった。まず開設の方法については、各地

の実践事例にみられるごとく、大別すると、大学が独自に主催する方法と教育委員会等他の諸機関と共催で行う方法とが考えられる。しかし本学の場合、立地条件とかそれをふまえての運営上の問題を勘案した時、単独で行うよりもむしろ今治市教育委員会との共催で公開講座を開設した方が望ましい、との結論に達した。その後、今治市教育長、社会教育課長、社会教育主事に大学公開講座の主旨説明をするとともに協議を重ねた結果、公開講座は昭和56年をもつて初年度とする、その際市教委との共催で開設する、との2点で合意がなされた。またそれに伴って広報費と講師謝金については、社会教育費として昭和56年度市予算に計上することが約束され、はからずもここに費用の問題も解消をみる。そして市当局から予算確得の連絡を受けとったのは、翌年1月であった。

この時点で、公開講座開設要領の策定が急がれた。とくにテーマの設定に際しては、市民の学習ニーズを的確に把握し、それを反映する必要があるとし、また同時にスタッフという面での制約も考慮しなくてはならない。

試みに大学公開講座の内容を昭和54年度の場合でみると、国公立を問わず、教養的なものが中心を占め、次いで国立大学ではスポーツ、公私立大学では専門職業に関するものが続く。それに対して家庭生活や家庭教育関係は、全体の数パーセントを占めるにすぎない。¹⁵⁾おそらくこれは、その種の学習機会が、公民館などが行う家庭教育学級や婦人学級、あるいは家庭教育相談事業を通じて、ある程度まで満たされてきたことと無関係ではなかろう。しかし現実には、総理府の調査（「家庭教育に関する世論調査」昭和55年）に示されるごとく、家庭での教育に悩みや不安を訴える親たちは、予想以上に多い。¹⁶⁾そのため、10連続講座からなる公開講座で家庭教育をめぐる諸問題を多角的に取り上げることができれば、その意義は大きいと判断した。

これは、スタッフの面からしても好都合であった。すなわち本学の幼児教育学科は、教育学、育児学、家庭教育、乳幼児心理学を専攻する教授陣を擁しており、加うるに、彼らの多くが社会教育の分野でもまた豊富な講演経験の持ち主であった。そこで講師には、宮本七郎学長、永田政章教授、曾我静雄教授、関享道助教授、渡辺俊雄講師、武田哲夫講師の6人を選定し、彼らには、それぞれの専門性を生かす形で講義を担当するよう依頼がなされた。結局、公開講座の初年度のテーマは「現代家庭教育講座—幼小児をもつ母のために」と決定した。ねらいは、「現代家庭教育の問題点、特に幼小児をもつ母親が直面する諸問題について検討し、子どもの導き方や親のあり方について考える」ことにある。

いうまでもなく、受講生の大半は幼小児をもつ母親で構成されることが予想された。しかし育児に悩みや不安をもちながら、それを解決する方がみい出せないで最も深刻な状況に置かれているのは、ほかならぬ核家族家庭ではないだろうか。大家族であれば、母親は、育児の相談を上世代にもちかけることができるであろう。あるいは彼らに子どもを預けることで、自らは積極的に社会教育等に学習の場を求めることが可能となろう。それにひきかえ核家族の場合、母親にとって、学習の機会は明らかに乏しい。こうした母親たちにこそ、優先して学習機会の保障が図られねばならない。本学が公開講座開設にあたり採用した託児制度は、まさにそうした主旨に則っての措置であった。

もちろん、この種の制度を社会教育事業の一環に組み入れている公民館は少なくない。なかには、国立市公民館¹⁷⁾や三鷹市社会教育会館¹⁸⁾のように、専用の保育室を設け、専任の保母が預った子どもたちの保育にあたっている先覚的な試みもみられる。こうなると、

託児制度は、「母親が成長するために子どもを預ける」便宜的な措置にとどまらない。それは「母親と子どもがともに成長する」ための条件整備として一層高い評価を与えるものとなろう。ただし本学は、専用の保育室や保母をもちあわせていない。そこで本学では、託児可能な子どもの年齢を3才以上5才以下に限定した上で、預かった子どもの保育は、体育館において教師の指導の下に幼児教育学科の学生たちが担当することにした。

5月に入ってから、本講座の案内状を市内の幼稚園および保育所、公民館等に配布する一方、市の広報でも2回にわたり参加を呼びかけた。その結果、当初予定していた50人の定員を大巾に上まわる数の女性から申し込みが寄せられた。しかし収容能力や効果の点から、全員に受講を許可することは不可能である。やむなく先着順に86人に限定せざるをえなかった。

かくして公開講座の開講式は、7月18日土曜日、午後1時半より本学22号教室で催され、市教育長の挨拶、学長から講座の主旨説明がなされた。その後引き続いて、曾我静雄教授より「良い子の条件」と題する第一回講義が行われた。以後、11月28日までの5ヶ月に渡り、隔週の土曜日の午後実施された本講座の内容は、下記に掲げるとおりである。

実施講座内容と日時

講 義 テ ー マ	講 師	日 時
1. 良い子の条件	曾我 静雄	7月18日(土) 1:30~3:30
2. 叱り方、ほめ方、父の役割、母の役割	関 亨道	7月25日(土) 1:30~3:30
3. 子どもの頭をよくするには	曾我 静雄	8月 8日(土) 1:30~3:30
4. 絵に現われる幼児の心理とその見方	関 亨道	8月29日(土) 1:30~3:30
5. 母子関係の盲点	武田 哲夫	9月19日(土) 1:30~3:30
6. 困った子どもの導き方	関 亨道	10月 3日(土) 1:30~3:30
7. 幼児の健康	渡辺 俊雄	10月17日(土) 1:30~3:30
8. 現下教育の問題点と親のあり方	宮本 七郎	11月14日(土) 1:30~3:30
9. 読書のたのしみ	永田 政章	10月31日(土) 1:30~3:30
10. 就学までにこれだけは	曾我 静雄	11月28日(土) 1:30~3:30

14) Janes T. Carey, Forms and Forces in University Adult Education. 1961, Pp.96-98.

15) 「大学公開講座の現状」『厚生補導』(第183号), 1981, P27.

16) 総理府『家庭教育に関する世論調査』, 1980.

17) 国立市公民館保育室運営会議編『子どもをあずける』未来社, 1981.

18) 「保育室をもった三鷹市社会教育会館—その経緯と若いママの悩みにこたえる事業」『社会教育』Vol.28, 1973, Pp23-27.

III. 調査の方法と対象

本調査は、「現代家庭教育講座」を受講した80人の女性すべてを対象として、第9回講義(10月31日)が終了後、調査票を郵送し、最終講義出席時に持参してもらう方法で実施した。この時持参されなかったものについては、後日郵送によって回収する方法をとった。

その結果、得られた調査票は60票で、有効回答率は69.8%であった。なお調査票の内容は、講座への参加の動機、学習状況、満足度、今治における大学公開講座への希望そして基礎的事項を含む合計33項目から構成されていた。

分析に先だって、回答者の特性にふれておこう。表1から表4は、回答者を年齢、結婚歴、職業、学歴のそれぞれについてみたものである。

表1 年齢別にみた有効回収票数

20才～24才	4人	6.7%
25才～29才	20人	33.3%
30才～34才	26人	43.3%
35才～39才	7人	11.7%
40才～44才	2人	3.3%
45才以上	0人	0.0%
無 答	1人	1.7%

表2 結婚歴別にみた有効回収票数

未 婚	4人	6.7%
既 婚	56人	93.3%

表3 職業別にみた有効回収票数

無 職		41人	68.3%
農 林 漁 業		1人	1.0%
自 営 業		6人	10.0%
勤 め (常 勤)	専門自由業	0人	0.0%
	官庁や一般企業官理職	0人	0.7%
	一般公務員	1人	1.2%
	教 員	5人	8.0%
	一般事務職および販売・サービス業	3人	5.7%
	技師、技術スタッフ	1人	1.7%
	技能職、生産工程作業者	1人	1.7%
	その他	1人	1.7%

表4 学歴別にみた有効回収票数

中 卒	2人	3.3%
高 卒	27人	45.0%
短 大 卒	25人	41.7%
四年制大卒	6人	10.0%

回答者の年齢は、20才代後半から30才代前半に集中し、そして結婚歴では、20才代前半の4人以外はすべて既婚者であった。職業についてみると、勤め人が12人、自営業6人、農村漁業従事者1人となっており、これら19人を除く41人が、職業をもたない専業主婦であった。学歴に関しては、高等教育経験の有無という点で回答者は二分される。しかし中卒者と四年制大卒は、概して少ない。したがって学歴構成の中心は、高卒と短大卒で、両者がほぼ同数を占める格好となっている。

つぎの表は、公民館などで行われる社会教育学級、講座への参加経験を尋ねた結果である。

表5 社会教育学級、講座への参加経験

積極的に参加している	6人	10.0%
たまに参加している	26人	43.3%
まったく参加したことはない	25人	41.7%
無 答	3人	5.0%

回答者のうち半数はなんらかの形で参加経験を有しているが、残る半数については、これまで社会教育学級や講座には無縁であった。

ところで本講座のテーマとの関連でいえば、家族構成とくに子どもの数と年齢に言及しておく必要があろう。既婚者のうち出産経験のないものは1人で、残る55人はいずれも子ども

を持っていた。その数については、1人から4人までバラツキがみられたが、「2人」と回答した者が最も多く、平均すると子どもの数は1.92人となった。しかし子どもの年齢に

関しては、調査票への記載もれなどの理由から、すべてについて正確に実態把握することは困難であった。データの可能な範囲内というならば、小学生を上限にして多様性がみられた。すなわち1才以下の子どもの数は9人、2才11人、3才15人、4才7人、5才15人、6才1人、7才1人、8才4人、9才4人、10才3人、11才2人となっている。このように就学前期にある子どもが圧倒的多数を占め、反対に就学年齢児童は、15人と比較的少ない。しかも後者は、ことごとく2人以上からなる兄弟の第一子に限られていた。

IV. 調査結果の考察

1. 参加の動機

すでに述べたように、「家庭教育講座」開設にあたっては、案内状と市広報を通じて参加を募った。これらは、果してどの程度の効果をもたらしたのであろうか。さらに「もよおしもの」のコーナーで取り上げられたことで、一部の日刊新聞が本講座を知る契機となったことも考えられる。そこで調査では、本講座の開設を知ったメディアについて尋ねた。それを集計したのが表6である(重複して回答した者が3人いるため合計は63となっている)。

表6 本講座を知ったメディア(N=63)

新聞、ラジオ、テレビを通じて	1人	1.6%
市の広報、PR紙を通じて	46人	73.0%
社会教育関係者からのさそいで	3人	4.8%
友人や仲間・知人を通じて	6人	9.5%
その他	7人	11.1%

回答者全体のほぼ4分の3にあたる46人が「市の広報、PR紙を通じて」本講座を知ったと答えている。これとは別に、この講座を知るメディアとしては、社会教育関係者や友人、仲間、知人とのパーソナル・コミュニケーションも見のがせない。また「その他」に回答した7人にとっては、現在子どもが通っている幼稚園あるいは保育

所からの連絡が主要な情報源となっていた。このように本講座に関する情報は、大きくは2つの流れでもって伝達されたと理解できる。そして直接的であれ、間接的であれ、いずれにしても市の広報や案内状が重要な情報伝達メディアとして機能したことは明らかである。

しかしながら情報が得られたとしても、それがただちに参加の行動と結びつくわけではない。参加を促すなにかの欲求が喚起されたはずである。その場合、情報の受け手が講座に対してなんらの魅力を感じなければ、参加の欲求も生起しなかったであろう。その意味からこの講座に参加してみようと思った時、いかなる点に魅力を感じたかが問題となる。調査では、「テーマ」「講師」「費用」「託児制度」「仲間」の6つの選択肢を設けて、このうちどれが参加に際して魅力として働いたか質問を試みた。

講座のテーマに魅かれた
講師の顔ぶれに魅かれた
大学によって行われるという運営形態に魅かれた
費用がかからないという点に魅かれた
幼児の世話をしてもらえる託児制度に魅かれた
友人や知人がいた
その他

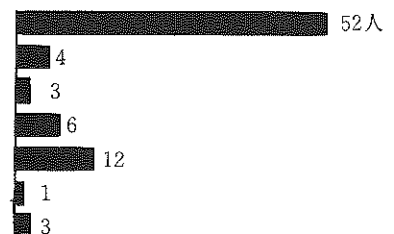


図1 本講座の魅力(N=81)

分析結果では、「講座のテーマに魅かれ」て参加したと回答した者が、60人中52人を占めた。この点は、注目に値する。すなわち大半の受講生は、公民館活動への参加の時にしばしばみられる「ぶらぶらしていてもしかたがないから」とか「家庭外の人とつきあってみたい」などのいわば「余暇の善用」的な漠然たる興味や関心から参加したのではない。あるいは大学への憧憬の念から参加したわけでもなかった。これは、「大学によって行われるという運営形態に魅かれ」て参加した者が、わずか3人にすぎない事実から窺えよう。つまり本講座への参加は、テーマに掲げた「家庭教育」そのものの知的な欲求に根ざしてとられた行動であったと指摘することができるのである。

また12人が、「幼児の世話をしてもらえる託児制度に魅かれ」て参加したと答えている。ただし「託児制度」は、いずれも2項目以上を選択した複数回答のひとつとして挙げられていた。

参加の時に感じた魅力は、講座への参加目的にも少なからず反映される。それゆえに、「何となく」参加したものはいうまでもなく、「趣味、娯楽を求めて」や「友人を得るため」に参加した者は皆無であった。かわって参加の目的に挙げられたのは、「日常生活面での問題を解決するため」(44人)、「一般的な教養を身につけるため」(17人)、「職業に役立つ専門的な学習をするため」(9人)の3項目である。

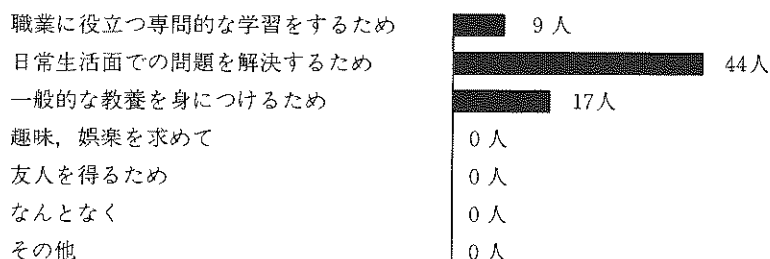


図2 参加の目的(N=70)

このうち「日常生活面での問題を解決するため」と答えた受講生の場合、「子どもの気持ち、発達段階、扱い方に悩んでいた」をはじめ、「子どもの気持ちを理解できる母親になりたい」といつも思うが、現実には全然実行できなかったのも、少しでも……と思って、あるいは、「子どもに誤った教育をしないために」とか「幼児期の子どもをもっているため、勉強しておきたかった」「今度初めて子どもが就学するのと、あまり育て方に自信をもっていないので、子どものために少しでも勉強しておきたかった」など、不安や悩み、当面する課題について記述がなされていた。他方、「職業に役立つ専門的な学習をするため」に参加した受講生の場合、それを唯一の目的に挙げたのは、幼稚園、保育所に勤務する保育関係者で、その他は、「日常生活面での問題解決」をあわせて回答している。同様な傾向は、「一般的な教養を身につけるため」と答えた者にみられ、その多くは、同時に「日常生活面での問題解決」をも目的としていた。また「一般的な教養を身につける」ことのみを目的に掲げた回答者のひとりには、「子どもの将来のために一般的な常識をと思って」参加したと記している。ここから察するに、たしかに現時点では、子どもの年齢がいまだ低いなどの理由からさしたる問題に当面してはいない。しかし、やがて諸問題に直面するであろう「将

来」を念頭においての参加であったことは否定できない。とすれば、ここでいう「一般的な教養」とは、基本的には「日常生活面での問題解決」に役立てる学習と通底するもので、あえて相違点を挙げるなら、課題を意識するそのしかたの差にすぎないと理解してよい。

2. 学習活動

学習活動については、出席状況から考察を始めよう。つぎの図は、各講座に出席した人数の推移を示したものである。

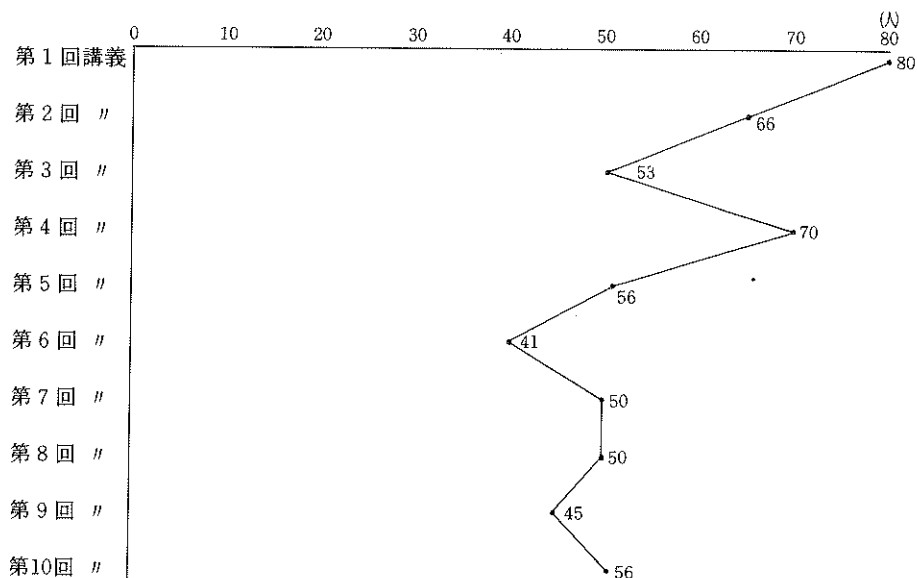


図3 講義別出席人数

ここには、出席があくまで本人の意志に委ねられている社会教育活動に特有な出席パターンが典型的に示されている。さすがに初回の出席率が高い。だが回を追って出席者数は減り、全体の約3分の1を過ぎる頃に出席率は一時的に上昇する。この後は、多少の変動はみられても、ほぼ一定した出席率を保つ。そして最後に再び高まりをみせるというパターンである。結果的に本講座に出席した延べ人数は567人で、1講義あたりの平均出席者数は56.7人であった。

また出席状況を別の角度から分析したのが図4である。そこでは出席簿を手がかりにして、受講者を講義への出席回数別に集計している。

出席回数でいうなら、受講生は2群に分かれる。2回をピークとする出席回数の少ないグループと、他は8回を中心とする出席回数の多いグループである。出席状況をフォロー

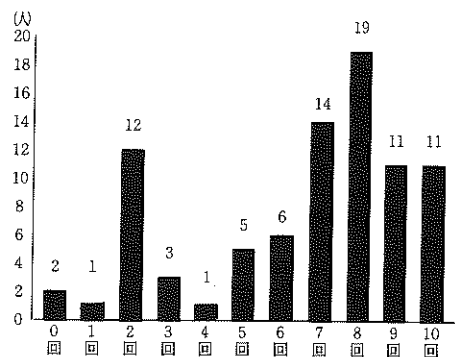


図4 出席回数別受講者数(N=85)

してみると、出席回数の少ないグループに属する受講生は、10講義中前半部分でドロップアウトしていることがわかる。無論、その背景には、学習目的や興味関心の所在、職業の有無とかの個人的な理由はいうまでもなく、家庭内の事情等さまざまなことが考えられよう。このうちいくつかの項目については分析を試みたが、データ数の制約も手つだって、有意な傾向は認められなかった。

なお10講義のうち7講義以上出席した受講生に対しては、最終講義後の閉講式で修了証書が手交された。

次に各講座での質疑応答へと考察を進めよう。一般に講義形式は、講師と受講生が、情報の送り手と受け手という固定した関係に陥りやすいという欠点をもつ。これは、とくに成人教育にとって致命的である。そこから質疑応答には、受講生の学習課題を的確に汲み上げることを通して、講義形式に内在する欠点を補う効用が期待される。しかも講義中、質疑応答がどのようにかわされたかを把握できれば、学習がどの程度活発に展開されたか、学習活動の一端も窺い知ることができよう。

そこで調査では、受講生に、質疑応答に対する全般的な評価を求めた。「全体に質疑応答は十分に行われましたか」との問いには、「十分であった」とする者が12人、42人が「ほぼあった」と答えている。両者を合計すると、回答者の9割が、一応肯定的な評価を下したことになる。加うるに表9から明らかなように、9割の者が、「質問に対しては十分な答が得られた」と回答を寄せている。これらは、積極的に評価されてしかるべきであろう。

表7 質疑応答に対する全般的評価
(N=70)

十分であった	12人	20.0%
ほぼあった	42人	70.0%
ほとんどなかった	2人	3.3%
なかった	2人	3.3%
無 答	2人	3.3%

表8 講義中の質問について(N=60)

質問をした	32人	53.3%
質問をしなかった	22人	36.7%
無 答	6人	10.0%

表9 質問に対する回答について
(N=37)

満足である	34人	91.9%
不満足である	3人	8.1%

しかしながら、問題がないわけではない。調査票には、「質問したいと思った時、質問をしましたか」(傍点筆者)という項目をあえて設けた。積極的に質問することでもって、受講生が抱く疑問点の解消が図られたかどうかを調べようというわけである。結果は、表8に示すとおりである。それにしたがえば、半数近くの受講生は、「質問したくても」実際には質問をしていない。たしかに、この種の講座で受講生全員が自由闊達に発言できる雰囲気醸成するのは、容易なことではない。また後続する質疑応答の質や量が、最初の質問者とその質問内容によって著しく規定されることは、周知の事実となっている。だからといって半数の者が、疑問をもちながらもそれを解決できないでいる事態を放置してよいはずはない。逆に、だからこそ、講師の果すべき役割は一層重要視されてくるであろうし、受講生のニーズに十分に応えるための教育的配慮が要請されてくるのである。

3. 受講生による評価(1)

いうまでもなく受講生にとって最重要事は、本講座への参加によって、初期の意図がどの程度達成されたかであろう。調査では、この点

をめぐってさまざまな側面から講座に対する評価を求めた。そのひとつが、受講生の興味、関心に照らしあわせて講義はどうであったか、いわゆる講義内容と興味、関心との合致度を調べたものである。「かなり合致していた」と答えた者が44人で、最も大きな割合を占め、これと「全く合致していた」とを合わせると、全体の95%の者にとって、講義内容は興味、関心に見合っていたことになる。

しかしこうした評価にみられる差異は、受講生の側での興味や関心の所在と少なからず
表10 講義内容と興味、関心との合致度 (N=60)

まったく合致していた	13人	21.7%
かなり合致していた	44人	73.3%
あまり合致していなかった	2人	3.3%
ほとんど合致していなかった	0人	0%
どちらともいえない	1人	1.7%

関連しているように思われる。そのため参加の目的とのクロス集計を行ってみたが、「職業に役立つ専門的な学習」を目的に参加した9人が全員、講義内容は興味関心と「かなり合致していた」と評価したほかには、顕著な傾向はみられなかった。すなわち「日常の課題解決」や「一般的な教養」を求めて参加したグループ

では、「かなり合致していた」と回答を寄せた者がそれぞれ71%、61%と多くを占め、「まったく合致していた」がそれに続いている。他方自らの興味関心からして、講義内容に否定的もしくは「どちらともいえない」と消極的な回答をした3人については、ひとりが「日常的な課題解決」を、残る2人は「一般的教養」を参加目的に挙げていた。したがってこの場合、参加の目的の差異が評価に直接影響を与えたとは解しがたい。興味深いのは、受講生が既に有する知識と比較して講義の内容を問うた項目で、これら3人がともに、「すでに知っていることがかなりあった」と感じている点である。

表11 講義内容の目新しさ (N=65)

知らないことが非常に多かった	13人	20.0%
知らないことがかなりあった	35人	53.8%
知っていることがかなりあった	17人	26.2%
知っていることばかりだった	0人	0%

そこで講義内容の目新しさについて集計した表11をみると、「35人が知らないことがかなりあった」、さらに13人が「知らないことが非常に多かった」としている。ここから、大半の受講生にとっては本講座への参加は新しい発見をもたらすものであったと考えてもさしつかえない

ようだ。だが、その一方で、先述の3人をはじめ17人が、内容的に「知っていることがかなりあった」と答えている。17人とは、専門的知識を求めて参加した5人の保育関係者と、参加目的は多様な主婦である。そしてこのうち12人までが、学歴の面で高等教育経験者で占められていたのは印象的であった。

表12 講義内容の水準 (N=61)

非常に高かった	5人	8.2%
かなり高かった	21人	34.4%
あまり高くなかった	25人	41.0%
非常に低かった	1人	1.6%
どちらともいえない	9人	14.8%

表13 講義内容の理解度 (N=61)

完全に理解できた	8人	13.1%
かなり理解できた	52人	85.2%
あまり理解できなかった	1人	1.7%
ほとんど理解できなかった	0人	0%

それでは講義内容の水準および理解度はどうであろうか。それらをまとめたのが表12と表13である。

まず講義内容の水準については、「非常に」と「かなり」を合わせて「高かった」とする者が26人、それとまったく同数の者が「高くなかった」と答えている。これを参加目的、学歴との関連で分析を試みたところ、参加の目的よりも学歴による差の方が大であった。たとえば高卒以下の学歴を有する受講生の場合、6割が、水準は「高かった」と感じている。ところが短大以上の学歴保有者では、その比率は逆転し、「高くなかった」が優位を占める。どうやらここには、本講座のテーマをめぐって学習経験の多寡が少なからず関係しているように思われる。

ただし理解度となると、表13で明らかなように、講義内容の水準に関する反応にみられたバラツキはなくなる。そして回答は、「完全に」、もしくは「かなり」と程度の差はあるにせよ、「理解できた」に収斂する。

また講師に対しては、回答者全体の88.3%にあたる53人が「満足」している。反面、「どちらともいえない」と答えた受講生も7人いた。しかしそのうちのひとりが、講師に「個人差がある」と記していたのみで、そのため講師に「満足できない」具体的な理由には触れられていなかった。ただ調査票をみるかぎり、講師が取り上げた課題が興味や関心に合っていなかったり、すでに知っていた事柄が多く新たな発見に欠けるなど、上記の7人は、講義内容にもかならずしも満足していないことが窺えた。さらに講師に一応「満足」の意を表明したグループにも、「質問時間が設けられなくて残念だった」「欲をいえば、個別指導がほしかった」と、指導上の改善を希望する意見が散見された。

以上のことを総合して、本講座に対する評価を受講生に求めた結果が、表14である。

表14 本講座に対する満足度(N=60)

期待していた以上のものが得られた	7人	11.7%
期待していたとおり十分にできた	24人	40.0%
期待していたとおりではないが予期の成果をおさめた	27人	45.0%
期待していたほどではなかった	0人	0%
失望した	0人	0%
無 答	2人	3.3%

これによれば、「期待していた以上の成果をおさめた」と、きわめて高い評価を与えた受講生は7人を数えた。そして残る50余人の評価は、「期待していたとおり十分な成果をおさめた」者と、「期待していたとおりとはいかないが、予期の成果をおさめた」者にほぼ等分される。いずれにせよ、本講座への評価は肯定的であった。さらに参加の目的との関連でいうと、満足度において上位群に属する受講生には、概して「日常の課題解決」を希望して参加したものが多かった。

ところで満足度を調べるにあたっては、調査票にあらかじめ自由記入欄を設けておいた。予想されたごとく、そこは、受講生の素直な心情が吐露されていた。その意味で、自由記入欄の記述は、本講座の初年度を総括するのみならず今後のあり方を検討する上で、じつに貴重な資料となりうるものであろう。したがって以下、自由記入欄につづられていた

受講生の所感を能う限り忠実にひろい出してみることにした。

「わが子を理解しているつもりでも、いざとなると感情が先立ってしまいます。それを反省しようと受講しましたので、毎回うなづくことばかりで、良い学習ができたと思っています。また主婦となると、大勢の方と学習するチャンスもあまりありませんので、今後とも開講していただき、多くの方にチャンスを与えて下さい」(主婦, 32才)

「大まかなことは、本を読んでいたり、人から聞いたりしてわかっている、公開講座のように、時間をかけてくわしく話して下さるとわかりやすい」(主婦, 31才)

ここから主婦にとって、本講座が集って学ぶためのいかに貴重な機会となりえたか、読むことができるのである。もちろん学習内容についての記述もみられる。

「自分の今もっている職業、短大で学んだことの上に積み重ね、再確認することができました」(保母, 25才)

「わかりやすくかつ楽しく聞き、勉強することができました。質疑応答が実際の問題に関係していただけない、とても勉強になりました」(主婦, 24才)

「子どもに接する時、私自身、反省することが多かった。子どもの病気なども発見することができた」(自営業, 29才)

学習結果は、知識の単なる獲得にとどまっていた。本講座での学習が、受講生の態度や行動に変容をもたらした例も少なくない。たとえば、つぎのようである。

「子どもに接する態度が変わってきた。子どもの話を十分きいてやったり、質問されると逆に質問したりで、子どもとともに考える力を少しずつ養っていけるのではと期待している。受講した重要な箇所は、近所の方にも折にふれ話している」(主婦, 39才)

「5才の女兒がいます。ひとりっ子のためいろいろと悩み、どのようにしたらよいかと考えていた時に、この講座のことを知り、受講してみても参考になりました。少しずつではありますが、実行させていただいているところです」(有職婦人, 34才)

「十分うなづけることがたくさんありました。関先生の講義で取り上げられた『なわとび』、男の子2人で2ヶ月くらい続けております。今では私の方がいわなくても、朝夕自分たちで続けることができます。この講座に参加し、今さらながら自分の馬鹿さかげんにあきれればかりです」(主婦, 34才)

これまで紹介したのは、いずれも本講座に高い満足度を示した受講生たちであった。これに対して、「期待していたほどではないが、予期の成果をおさめた」受講生の記述には、家庭や仕事上の都合で思うように出席できなかったことへの反省や、なかには折角出席しても「大事な時間を無駄にされたと思う講義もあり、残念に思った」(自営業, 32才)との手きびしい指摘もみられる。だが、多くは、講義内容に関する要望であった。具体的には、受講生自身の興味、関心から、講義に内容的な拡がりを求める声として表明されている。

「母親が重要な対象だったので、保育所とか保育と関連した内容は乏しかった。自分には子どもがいないので、質問をしなかったため、なおさらそう思う」(保母, 20才)

「小学生をもつ母親のあり方、子どもの教育への行きづまり、悩み等を入れてほしかった」(主婦, 38才)

「子どもの年齢が小さいので、講義の内容からはずれていましたが、子どもの育て方について何か少し理解できたような気がします」(主婦, 26才)

講義内容に関する要望として強かったものに、いまひとつの具体性や実用性を求める声

がある。

「具体的にわかりやすく、楽しく学べたものもありましたが、専門的なことより、日常生活にすぐ役立つ話をしてほしい。」(主婦, 32才)

「時間が少なかったせいか、表面だけを通りすぎた気がする。」(主婦, 29才)

「育児書、雑誌などで得られる知識とそう変わらなかったように思う。もっと掘り下げて、講義のテーマそのものについて学習したかった。広範囲にわたらず、細かな内容について学習したかった。」(主婦, 27才)

「実生活ですでに子どもを育てていますが、時折どのような接し方をしたらよいか判らなくなる時があり、受講を決心しました。各回のテーマそれぞれ、大変勉強になりましたが、現実的な面でもう少し深く突っ込んだ内容にしてほしいテーマもありました。しかしながら、子どもを育てるための、親の基本的な姿勢をあらためて認識できただけでも、今後の子育ての上で大いにプラスになると思います。」(主婦, 32才)

「幼児の健康というテーマでは、幼児の健康管理についてももう少し具体的に知りたかった。予防注射のこと、病院へのかかり方などは常識なので、幼児の健康管理をもっととりあげた話が聞きたかったと思っております。」(主婦, 29才)

また幾人かの受講生は、講師の指導方法の改善についてつぎのように要望していた。

「講義内容は、どのテーマについても意義のあるものだったが、もう少し深く内容を聞きたい時もあり、そのためにも質疑応答の時間がほしかった。」(自営業, 30才)

「質問の時間をもう少し多くして、他の人の意見なども聞き、参考にしたかった。」(主婦, 29才)

「各講義のテーマごとに手元に残る資料として、プリントでもいただければよかったと思います。一度、子どもとともに個別指導があればよかったと思います。」(主婦, 28才)

4. 受講生による評価(2)

本講座の場合、受講生による評価としてもうひとつ忘れてならないものに託児制度がある。受講生が同伴した3才から5才までの幼児たちは、ひとまず年齢別に3班に分けられ、各班を本学幼児教育学科の学生5～6人が担当した。そしてそれぞれの班では、ボール遊び、マット遊び、絵画製作、絵本や童話の読みきかせなど、前もって計画しておいた遊びを軸にしながら、幼児の世話をすることになっていた。ちなみに託児制度を利用した受講生は42人、預けられた幼児数は、1回あたり26.1人であった(幼児の延べ人数は、年少児78人、年中児96人、年長児87人の計261人)。

果たしてこの制度は、われわれが意図したとおりのうまく機能したであろうか。この点をめぐって、回答者のうち実際に託児制度を利用した33人に評価を求めた。その結果、28人が「満足している」と答えている事実から、利用者の多くにとって、託児制度は有益であったことが理解できよう。さらに託児制度について積極的な評価を下した理由を自由記入欄の記述から拾い出してみると、以下のようである。

「主婦が学習しようとする意欲をもっている、幼児がいると、外へ出ることはまず不可能である。家庭で本を読もうとしても、その時間すらとれない。今回の講座に参加できたのも、託児制度があったからです。非常に感謝している次第です。」(主婦, 29才)

「最初に気になったのが子どものことでしたが、あずかっていただけるというので安

心して講義を受けることができました。」(主婦, 31才)

「感謝しています。核家族ですと、病気以外の理由で、子どもを他人にあずけるのは、心苦しいので、本当に助かりました。」(自営業, 32才)

「就学前の子どもを講義のたびに、他家へ預けなくても、安心して受講できました。」(主婦, 28才)

「子どもが2人いるにもかかわらず、自分の望みを果たすため人様の力をかりているかと思うと、大変ありがたいと感謝しています。」(主婦, 33才)

また学習機会の保障はもとより、子どもの成長という観点から託児制度を高く評価した受講生も少なくない。

「核家族で子守りがいませんから、助かりました。また子どもを(平常とは)違った集団に参加させていただいたことに感謝しております。」(有職婦人, 40才)

「子どもをつれての学習はできないので、今回のように明徳短大生の方々のご親切な託児にとっても感謝しています。子どもの方が受講日をたのしみにしている次第です。」(主婦, 39才)

「幼児をもっているものにとっては、勉強したくても子どものことが気になってできません。しかし学生さんたちが世話をしてくれていると、安心して勉強できるし、子どももいろいろ楽しみにして『大学へいく』といってついてきてくれたので、大変たすかりました。」(主婦, 29才)

「託児制度は、私にとってもたすかりました。子どももよろこんで『また行く』といえます。お姉さん方にいろいろ教えていただいたことが、楽しくてたまらないようです。」(主婦, 32才)

「子どもが大変たのしみにして、喜んで行くので、ありがたく思っております。私はこれ(託児制度)がない場合には参加できません。」(自営業, 37才)

「近所に遊び仲間がいないので、集団の中へ入れて遊ばせてみたかったし、こういう行事に出席するとなると、まず子どものことを考えなければならないので大変助かり、よかったと思う。」(主婦, 31才)

「いろいろなことをして遊んでくれると、子供も喜んでいきますし、親も安心して学べる。」(主婦, 32才)

「子どもも満足して遊んでいたようです。大学の生徒さんたちにほんとうによくしていただいたと思っております。」(主婦, 29才)

「4才児をあずかっていただきましたが、幼稚園生活の延長みたいで楽しかったと申

くる。

「(託児制度は)利用しなかった者ですが、もう少し完全な方法で運用していただきたいと思いました。講義中うるさくて、大事な話が聞けなかったのが残念です。」(主婦, 38才)

「託児制度があるのに子どもを部屋につれていらっしゃった人は、少し迷惑になったような気がします。講師の言葉を一言でも聞きのがさないためには……。」(主婦, 34才)
一方、子ども同伴で聴講せざるを得なかった受講生にしても、周囲の者への配慮から無神経ではられない。その時の心境を、2人の受講生は次のように述懐する。

「託児制度があるとのことで早目に申し込んだのですが、すでに人数は多く、また3才までの子どもはつれて講義を聞いてくださいとの連絡を受けました。仕方なく子どもをつれて講義に出席しましたが、ある程度大きい子どもなら聞き訳もできるでしょうが小さいので聞き訳はなく、ドンドンさわぐし、困りました。他の人にも気をつかうので手がかかるでしょうが、小さい子どもの託児をお願いします。」(主婦, 30才)

「(託児制度があったので)講義にも積極的に参加でき、また安心して講義を受けることができた。もう少し小さい子もみてくれるともっと多くの人に参加でき、講義中に他人に迷惑をかけなくてもすむと思う。」(主婦, 29才)

「今後託児制度を希望するか」との質問には、60人中87%にあたる48人が肯定的は回答を寄せている。結局、託児制度に関する不満は、運用上の問題とくにその対象となりうる子どもが3才～5才に限定されていたことに起因する。その結果、託児制度に対する要望が対象年齢の拡大に集中したのは、至極当然のことであった。

5. 今後の公開講座のあり方

本講座での学習に受講生全員が「満足」していたことは、すでに述べたとおりである。そこで調査では、引き続き家庭教育に関する学習を行う意志があるかどうか、質問を試みた。すると、「これでよい」(4人)、「どちらともいえない」(2人)と答えたのは少数で、9割の者が家庭教育について学習を継続したい、との希望をもっていた。では、これらの受講生たちは、どのような方法でもって学習を続けたいと考えているのであろうか。考えるものとしては、研究生、聴講生、専攻科生として大学に入学する方法をはじめ、通信による遠隔地教育(distance education)、公開講座などのいわゆる大学教育を開放する形態、公民館、新聞社等が行う各種の社会教育学級や講座、あるいは自主的なグループ、サークルの組織化、読書などでの独学がある。こうした7種の形態について受講生に回答を求めた結果が図5である。

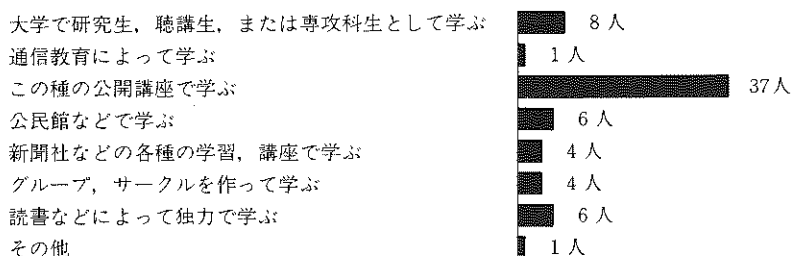


図5 希望する学習形態(N=67)

これによれば、37人が「大学公開講座」を「希望する学習形態」にあげている。以下、「大学で研究生、聴講生、または専攻科生として学」びたいと答えている者が8人、「公民館」活動への参加、「独学」を希望した者が各6人と続いている。一般に学習意欲は、学歴の上昇と正の相関関係にあるといわれる。これにもとづいて、大学での「研究生、聴講生、専攻科生」を希望した者を学歴別に分析してみたが、8人は高卒5人、短大卒1人、四年制大卒2人から構成されており、先の点に関する検証は不可能であった。また6人が「公民館」をあげた背景には、公民館活動への参加経験が予想されたが、この点についても明確な相関は認められなかった。いずれにしても「希望する学習形態」として圧倒的な支持を得たのは、「大学公開講座」であった。

他方、別の観点から、今後本学の公開講座にどのような内容を希望するか尋ねてみた。調査では、現在本学において提供されている正規の授業科目から42科目を抽出し、希望する順位に従って上位3つを選択してもらった方法を採用した。表15は、要望の多かった科目を、1位から3位までの群ごとに列挙している。さらにこの表の1位群、2位群、3位群のそれぞれに3点から1点を与えて得点化した上で、集計したのが表16である。

表15 公開講座における希望科目

第1位		第2位		第3位	
家庭教育	19(人)	家庭教育	6(人)	家庭教育	8(人)
育児学	4	栄養学	5	調理	6
保育	4	幼児音楽	5	育児学	4
法学	3	精神衛生	4	絵画制作	4
幼児体育	3	家族関係	4	文学	3
児童福祉	3	児童文学	4	社会福祉	3
倫理学	2	社会福祉	3	家庭経営学	3
文学	2	食品学	3	栄養学	3
精神衛生	2	教育学	3	児童文学	3
看護学	2	幼児体育	3	教育学	3
病態栄養学	2	看護学	2	精神衛生	2
美術	1	服飾手芸	2	看護学	2
社会学	1	絵画制作	2	家庭管理	2
社会福祉	1	家族管理	2	家族関係	2
家庭経営学	1	保育	2	服飾デザイン	2
家庭管理	1	哲学	1	幼児音楽	2
染色工芸	1	歴史学	1	歴史学	1
服飾手芸	1	法学	1	生理学	1
栄養学	1	経済学	1	小児栄養	1
小児栄養	1	児童福祉	1	病態栄養学	1
調理	1	家庭経営学	1	保育	1
教育学	1	住居学	1	美術	1
児童文学	1	染色工芸	1	社会学	1
絵画製作	1	小児栄養	1	図書館学	1
図書館学	1	育児学	1		
		図書館学	1		

表16 公開講座における希望科目

家庭教育	77(点)	絵画制作	11(点)	家庭管理	5(点)
育児学	18	家族関係	10	染色工芸	5
精神衛生	16	文 学	9	美 術	4
栄養学	16	調 理	9	社会学	4
保 育	15	家庭経営学	8	歴史学	4
幼児体育	15	児童福祉	8	哲 学	2
児童文学	14	病態栄養学	7	経済学	2
看護学	12	服飾手芸	7	住居学	2
社会福祉	12	倫理学	6	服飾デザイン	2
幼児音楽	12	小児栄養	6	生理学	1
教育学	12	図書館学	6		
法 学	11	食品学	6		

表16から明らかなように、圧倒的優位を占めたのは、「家庭教育」を筆頭にして「育児学」「保育」「幼児体育」「児童文学」「幼児音楽」といった家庭教育もしくは幼児教育に関連した科目であった。ここには、「家庭教育」を今後も引き続いて公開講座で学びたい、とする受講生の意識が如実に反映されている。これらの他に上位を占めたものには、「精神衛生」と「看護学」がある。また「家族関係」「家庭経営学」「家庭管理」「住居学」といった家庭生活に密接にかかわる科目が、「栄養学」「調理」「病態栄養学」などとともに、比較的多くの希望を集めている。

しかも興味深いことに、公開講座で提供される科目の基本的な性格については、「職業的内容」(5人)や「専門的, 研究的内容」(4人)よりも「教養的内容」(45人)を希望する者が多かった。ただしこの「教養的内容」とは、希望する科目などを勘案するに、一般的な意味の教養というよりも、参加の目的にみられたと同じく、漠たる課題意識を基調にした「近い将来役立つであろう知識」と解釈した方がむしろ妥当なように思われる。

さて公開講座が広く市民に学習機会を保障するものであらうとすれば、当然のことながらさまざまな配慮が払われねばならない。そのひとつに、公開講座の場所がある。十九世紀後半の早くに、英米両国における大学拡張(university extension)が、地方センター(local center)の設置を講座開設の先行条件とし、巡回システムを採用したのも、より多くの市民の手の届く範囲内に大学教育の機会をもたらそうとしたからにほかならない。その意味で、本学の場合にも、講座開設場所を今治市中心部に移すことも一考の価値はあろう。しかし受講生の回答をみるかぎり、今回と同様本学構内で講座の開設を求めるものが全体の3分の2を占め、市中心部への移行を希望する者を陵駕していた。

つぎに配慮すべきは、講座(講義コース)の長さで開設の時期である。

まず講座の長さでは、「6ヶ月で完結(10~15回の講義)」を希望する者が最も多く、約半数を占め、残りを「1年で完結(20~30回の講義)」と「2ヶ月~8ヶ月で完結(10回以下の講義)」が折半している。しかし講座開設の時期となると、「年間を通して」開設してほしい、と答えた者が約半数に達する。講座の長さで「6ヶ月」と回答した者について開設時期をみると、「後期(10月~3月)」よりも「前期(4月~9月)」を希望する者が多く

表17 講座の長さ(N=58)

2年で完結(40~60回の講義)	2人	3.4%
1年で完結(20~30回の講義)	15	25.9
6ヶ月で完結(10~15回の講義)	26	44.9
2ヶ月~8ヶ月で完結(10回以下の講義)	14	24.1
1週間くらいの集中講義	1	1.7
1日の集中講義	0	0

表18 講座開設の時期(N=59)

年間を通して	28人	47.4%
大学の長期休暇中	6	10.2
前期(4月~9月)	20	33.9
後期(10月~3月)	5	8.5

週日を希望するものはいずれも10人前後にとどまっている。他方、時間帯でみると、「夜間」を希望する者は少ない。それにひきかえ「午前」を出席可能な時間帯と答えた者は、合計すると「午後」の場合よりも多かった。ここには、女性とくに家庭をもつ婦人に特有な生活パターンが示されている。しかしながら時間帯において「午前」を希望する者の総数がいかに多数であっても、曜日の面でバラツキが著しい。結局、家庭婦人を対象に想定するかぎり、公開講座は「土曜日の午後」に実施するのが適切であることが理解される。

表19 講義出席に都合のよい曜日および時間帯

曜日	時間帯	午前	午後	夜間	計
月曜日		7人	2人	0人	9人
火曜日		10	2	0	12
水曜日		10	4	0	14
木曜日		8	2	0	10
金曜日		8	3	0	11
土曜日		10	37	1	48
日曜日		4	0	0	4
計		57	50	1	105

あ と が き

あらためていうまでもなく、生涯教育理念の登場によって、教育の概念はもとより教育制度全般にわたる抜本的な変革が要請されてきた。教育制度に冠たる大学により大きな期待がかけられたのは、必然的帰結といえる。大学開放こそ、生涯教育理念具現化に向けての、大学側の主体的な対応にほかならなかった。この度本学が開設した公開講座も、まさに生涯教育にささえられた大学のあり方を志向したところに発想の起点を有するものであ

なっている。

また1回の講義時間数を尋ねた質問に対しては、36人が「110分」、22人が「150分」、「その他」として2人が「120分」を希望していた。

最後に、講義への出席に都合のよい曜日と時間帯にふれておこう。時間帯については、一日の生活時間を「午前」と「午後」、夕方5時以降の「夜間」に3分割し、それを曜日とからませて調査項目を作成した。その結果、曜日では、48人が「土曜日」を指定しており、「日曜日」以外の

った。

ところで本稿では、初年度の事業について、受講生の意識を中心に総合的な検討を加えてきた。それによると、「現代家庭教育講座」に「満足」したという点で、受講生の見解は一致をみている。しかも多くの自由記入欄には、子どもの生活やしつけに関して理解が深まったり、あるいは新たな発見があった、と記されていた。これから、本講座での学習が、受講生の態度や行動に好ましい教育的変容をもたらす契機となりえた事実を読みとることができるのである。

他方、調査結果は、核家族化の進行を背景に増大する育児への不安や悩みと、それを解消する術をもたぬ若い母親たちの存在をあらためて浮き彫りにした。その意味で、託児制度は、そうした女性たちに唯一ともいえる学習の機会を保障するに与って大いに力があつた。ただし今回は、託児可能な子どもの年齢をひとまず3才から5才に限定していた。そのため受講者からは、対象年齢の拡大を求める声がしばしば聞かれた。学習機会の均等化という観点からすれば、託児制度の弾力的運用が検討に付されて然る可きであろう。

この他にも、今後大学公開講座の充実を図るために検討すべき重要な課題がいくつか明らかになった。第一は、講義コースの編成にかかわっている。本講座の場合、10講義は、6人の講師によって担当された。むろん6人の専門分野は異なる。したがって考えようによっては、家庭教育をめぐる多様な視角からアプローチが試みられたといえなくもない。だがその一方で、それら10講義の系統性、連続性という問題は残る。

たとえばここに、1887年の早くにイギリス大学拡張をアメリカ合衆国に紹介したH.B. アダムスの論文がある。¹⁹⁾ 論文中、アダムスは、講義コースシステムに基づくイギリス大学拡張を賞揚して、当時アメリカでさかんに行われていた通俗講演(popular lectures)に取って替わるべきものと断じている。かく述べた時、すでに彼は、単発的な通俗講演が内包する限界と講義コースシステムの特長とを看取していた。すなわち講義コースによってのみ、受講生がある特定の科目について何かを真に知るまで、関心の継続と専門化が図られると、判断していたのである。彼のいう「関心の継続と専門化」の前提が、一連の講義間での連続性、系統性にあることは、論をまたない。これにしたがうなら、本学の場合、コースの編成段階で、講義内容の決定があまりにも個々の講師の自由裁量に委ねられたとはいえないだろうか。この点は、公開講座が体系的な学習を旨とする以上、再考の余地がありそうだ。

さらには、講義要目(syllabus)と質疑応答に関して受講生から要望が出た事実も看過すべきでない。講義要目ならびに質疑応答の重要性は、大学拡張を例にとれば容易に理解できよう。実際、大学拡張は、連続講義を中心に、講義要目、課題論文、各講義の前後に行われるクラス(質疑応答)、最終試験、修了証書を伴って運営されている。これら6要素を総称して、「拡張講義コースのユニット」と呼ぶ。つまり「拡張講義コースのユニット」とは、拡張教育を効果あらしめるための基本的な構成要素を意味した。すでに明らかなように、講義要目と質疑応答はともに、拡張教育に欠くべからざる条件として位置づけられている。しかも注目したいのは、講義要素に固有の教育的機能である。それを講義要目の場合でいうと、講義の概略や要点、あるいは講義にもり込まれた細かい内容間の脈絡とか関連性について受講生の理解を助ける。また、ひとたび講義が終了した後も講義要目のページを繰れば、受講生は、自己の学習を再確認することも可能である。わけてもコース全体

に及ぶパースペクティブを受講生に与えるという点で、講義要目の意義ははかりしれない²⁰⁾

他方、質疑応答は、講義によって一応理解した内容の深化と定着に役立つ。もとより講義で、受講生の多様な要求をことごとく満たすことは不可能に近い。にもかかわらず、すべての受講生を視野に入れて講義を行おうとすれば、内容面で、とかく表相的もしくは一般論に陥る。それだけに、質疑応答の意義がクローズアップされてくる。すなわちそれは、個々の受講生が抱く疑問を解消するのみならず、そこで取り上げられる問題の性質上、他の受講生にとっては、講義内容を具体的な場面や事例に即して理解する絶好の機会となろう。そして講師にしてみれば、質疑応答から、受講生の側での理解度なり問題の所在を把握することができるのである。ここから、第2点として、講義要目と質疑応答の時間を準備する必要性が指摘されねばならない。

19) Herbert B. Adams, Seminary Libraries and University Extension. 1887.

20) Richard G. Moulton, "Talks with Lecturers." The University Extension World, Vol. 1, 1893. P. 96.

(付記) 本調査の実施にあたりましては、今治市社会教育課の青野浩氏には種々ご高配を賜わり、またデータの整理に際しては、本学幼児教育学科2年、川崎美紀さん、西谷明美さんに協力してもらったことをここに記し、お礼にかえさせていただきます。

家庭教育講座参加者の意識調査

大学公開講座運営委員会

おねがい

今日、「大学を中心とした成人教育活動」をどのように実施していくかということは、わが国の社会教育において重要な課題のひとつとなっています。こうした新しい領域を切り拓くための試みとして、今治明德短期大学と今治市教育委員会は、「家庭教育講座」を行ってまいりました。しかし大学公開講座の確立ということからすれば、いまだ改善すべき点は少なくないと思われる。そこで今後、大学公開講座の一層の充実と発展に資するために、本講座に参加されている皆様から率直なご意見やご要望を聞かせていただきたいと存じます。質問が多岐にわたり、お答えにくい点もあるかと思いますが、どうか最後までお答え下さい。また調査は無記名で、しかも結果はあくまで数量的に処理いたしますので、個人名が出るなど、皆様にご迷惑がかかることは一切ございません。

なお、ご記入下さいました調査用紙は、次回の講座（11月28日）に出席されます時に、かならずお持ち下さいますようお願い申し上げます。

1. どのようにして、この講座を知りましたか。該当するものに○印をつけて下さい。

1. 新聞、テレビ、ラジオを通じて
2. 市の広報、PR紙を通じて
3. 社会教育関係者からのさそいで
4. 友人や仲間、知人を通じて
5. その他（具体的に

)

2. あなたがこの講座に参加しようと思った時、最も魅力を感じたのはつぎのうちどれですか。

1. 講座のテーマに魅かれた
2. 講師の顔ぶれに魅かれた
3. 大学によって行われるという運営形態に魅かれた
4. 費用がかからないという点に魅かれた
5. 幼児の世話をしてもらえる託児制度に魅かれた
6. 友人や知人がいた
7. その他（具体的に

)

3. あなたは、主としてどのような目的（動機）でこの講座に参加されましたか。

1. 職業に役立つ専門的な学習をするため
2. 日常生活面での問題を解決するため
3. 一般的な教養を身につけるため
4. 趣味、娯楽を求めて
5. 友人を得るため
6. なんとなく
7. その他（具体的に

4. この講座は10講義から構成されていますが、このうちあなたが出席されたものすべてに○印をつけて下さい。

1. 良い子の条件
2. 叱り方、ほめ方、父の役割、母の役割
3. 子どもの頭をよくするには
4. 絵に現われる幼児の心理とその見方
5. 母子関係の盲点
6. 困った子どもの導き方
7. 幼児の健康
8. 現下教育の問題点と親のあり方
9. 読書のたのしみ
10. 就学までにこれだけは

5. 全般的にみて講義の内容は、あなたの興味や関心に照らしてどうでしたか。

1. まったく合致していた
2. かなり合致していた
3. あまり合致していなかった
4. ほとんど合致していなかった
5. どちらともいえない

6. 全般的にみて講義内容は、すでにあなたが身につけている知識と比べてどうでしたか。

1. 知らないことが非常に多かった
2. 知らないことがかなりあった
3. 知っていることがかなりあった
4. 知っていることばかりだった

7. 全般的にみて講義内容の水準は、あなたにとってどうでしたか。

- 1. 非常に高かった
- 2. かなり高かった
- 3. あまり高くなかった
- 4. 非常に低かった
- 5. どちらともいえない

8. あなたは、講義内容はどの程度理解できましたか。

- 1. 完全に理解できた
- 2. かなり理解できた
- 3. あまり理解できなかった
- 4. ほとんど理解できなかった

9. 全般的にみて講師については、どうでしたか。

- 1. 満足している
- 2. 不満足である
- 3. どちらともいえない

上記の質問で2. に○印をつけた理由はつぎのうちどれですか。

- 1. 成人教育に関する知識が不足していた
- 2. 受講生を十分に把握していなかった
- 3. 個別指導が十分に行われなかった
- 4. その他（具体的に)

10. あなたは質問をしたいと思った時、質問をしましたか。

- 1. 質問をした
- 2. 質問をしなかった。

11. 質問に対して十分な答が得られましたか。

- 1. はい
- 2. いいえ

12. 全体に質疑応答は十分に行われましたか。

- 1. 十分であった
- 2. ほぼあった
- 3. ほとんどなかった
- 4. なかった

13. あなたは十分な学習ができましたか。該当するものに○印をつけ、その理由をお書き下さい。

- 1. 期待していた以上のものが得られた
- 2. 期待していたとおり十分にできた
- 3. 期待していたとおりではないが、予期の成果をおさめた
- 4. 期待していたほどではなかった
- 5. 失望した

理由：

14. この講座を基礎にして、さらに学習を続けたいと思いますか。

- 1. 継続して深めたい
- 2. どちらともいえない
- 3. これでよい

上記の質問で、1. と答えた人は、どのような形で学習を続けたいですか。

1. 大学で研究生，聴講生，または専攻科生として学ぶ
2. 通信教育によって学ぶ
3. この種の公開講座で学ぶ
4. 公民館などで学ぶ
5. 新聞社など各種の学級，講座で学ぶ
6. グループ，サークルをつくって学ぶ
7. 読書などによって独力で学ぶ
8. その他（具体的に

)

15. 本学が，今後公開講座を行うとすればどのような科目を望まれますか。以下のうちから希望する順序に3つまで記入して下さい。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1 哲 学 | 15 衛 生 学 | 29 食 品 学 |
| 2 倫 理 学 | 16 精神衛生 | 30 食品化工 |
| 3 文 学 | 17 看 護 学 | 31 調 理 |
| 4 歴 史 学 | 18 家庭経営学 | 32 家庭教育 |
| 5 美 術 | 19 家庭管理 | 33 育 児 学 |
| 6 法 学 | 20 家族関係 | 34 保 育 |
| 7 経 済 学 | 21 住 居 学 | 35 教 育 学 |
| 8 社 会 学 | 22 被 服 | 36 教 育 史 |
| 9 社会福祉 | 23 服飾デザイン | 37 児童文学 |
| 10 児童福祉 | 24 染色工芸 | 38 絵画製作 |
| 11 化 学 | 25 服飾手芸 | 39 幼児体育 |
| 12 生 物 学 | 26 栄 養 学 | 40 幼児音楽 |
| 13 免 疫 学 | 27 小児栄養 | 41 図書館学 |
| 14 生 理 学 | 28 病態栄養学 | 42 学校保健 |

第1位

第2位

第3位

16. 公開講座を開くとすれば，どのような性格の内容を希望しますか。

1. 職業的内容のもの
2. 専門的研究内容のもの
3. 教養的内容のもの

・開設時期

- ・講座（講義コース）の長さ

- ・講義の間隔について

- ・ 1 回の講義時間数

- ・講義を行う曜日および時間

- 30 —

・場 所

1. 今治明德短大構内
2. 今治市中心部
3. その他

18. この講座では、お連れになった幼児の世話をさせていただくいわゆる託児制度を採用しましたが、ご利用になりましたか。

1. はい
2. いいえ

(ご利用になった方のみお答え下さい)

この制度についてどのようにお考えですか、理由も書きそえて下さい。

1. 満足している
2. 不満足である
3. どちらともいえない

理由：

今後、公開講座を開設する場合、託児制度を希望されますか。

1. 希望する
2. 希望しない

19. 最後にあなたご自身についてお尋ねします。

・年 令 満 才

・結婚歴 1. 未婚 2. 既婚

・職 業 1. 無職
 2. 農林漁業
 3. 自営業
 4. (常勤)

・学 歴 1. 中卒 2. 高卒 3. 短大卒 4. 4年制大学卒

徳川時代の相続法についての一考察

小笠原 一郎

今治明徳知短期大学

A Study of Laws of Succession in the Tokugawa Era

Ichiro OGASAHARA

Imabari Meitoku Junior College

I. は じ め に

相続の歴史を緋くに、三つの型がある。第一の型は家産を平等に分ける方法で、古代ゲルマン社会で行われた。第二の型は家産を一人（長男または末男）が承継するやり方で、中世封建社会において行われた。次で第三の型は家産を解体し、財産を平等に相続する均分相続制で、近代資本主義社会において、多く行われている。以上三つの型のうち、わが国の明治民法は第二の型の長男の単独相続制をとり、昭和23年の民法改正により、現行民法は第三の均分相続制をとっている。しかも「家」制度は廃止された。

さて、この小論においては、明治を遡る徳川時代の相続法を主として、武家相続を中心に考察し、わが国の現行民法の相続法と対比してみたい。

II

徳川家康は全国を平定した後も、群雄割拠のきびしい状況を忘れることなく、絶えず、戦国時代の弱肉強食の状況を念頭に置き、大名統制を行い、常に変に備えた。家族制度に対しても、きびしい態度をとり、取締りを厳重にした。彼は戦国時代の遺法をとり入れ、多くの子どもたちに遺産を分割すると、一家が弱体化し、大名の力が弱くなり、いざ徳川のためにと云うときに、不利になることを考慮して、分割相続制をとらないで、一子に限定し、相続させる単独相続制の方針をとった。まず、注意すべき事は、徳川時代においては、家督相続は封祿(所領)の承継であり、家名は封祿に随伴し、封祿(所領)と共に、相続された点である。この事は封祿(所領)の取上げが、すなわち、家名の断絶であり、封祿(所領)の再給が、すなわち、家名の再興であった事実を考えると、理解されるであろう¹⁾。封祿(所領)は主君に対する奉公に対し、御恩として、採軍より与えられたものであるから、相続については、主君に対する奉公第一主義がとられ、相続人の利益は、第二に考えられ

た。將軍と大名との間に、支配服従の關係が確立され、主君に対し奉公ができないときは、隱居、廢嫡、嫡子順位の変更が行われた。例えば、奉公不能の場合には、次の如き隱居願を出した。

隱居家督願

私儀本来持病之腰痛仕罷在候、處老衰在候上、當春以來度々痛強其上積氣ニ而相勝不申候ニ付、色々養生仕候得共、兎角同篇ニ罷在、此上全快、仕出仕等可仕体無御座候ニ付、私儀隱居被仰仕、実子惣領喜平治江家督無相違被下置候様奉願候以上、

文化二乙丑年十二月三日寄合山本豊前守印判

松平能登守殿

井伊兵部輔殿

京極備中守殿

堀田拱津守殿（古事類苑政治部第三P843）

なお、この願書には医師の診断書を添付することになっていた。また、廢嫡、或は家嫡の順位を変更する場合には、嫡子或は嫡子順位者が「往々私家督相続仕、御奉公相勤可申躰無御座候」或は「末々御奉公仕躰御座候」と云うように奉公のできないことを事由とする願書を必要とした。奉公とは、乱世にあっては軍役に服し、平穩な世にあっては、勤番普請、または火消その他の任務に服する公役があり、その準備があった。宝永の武家諸法度には、「奉公とは、軍役の兵馬を整備し、公役の支料を儲蓄ふべし」と記している。（御触書寛保集成P9宝永武家諸法度）

III.

1. 家督相続の開始

（封祿相続）

家督相続開始の原因は、被相続人の隱居と死亡の二つである。

隱居による相続を家督相続と云い、死亡による相続を跡目相続と云い、區別していたが事実においては、ともに封祿相続である。²⁾

隱居には二種類あった。一つは、刑罰としての強制隱居であり、他は本人の願出による願出隱居である。隱居願出の理由は、老衰と病氣である。七十才以上のときに、老衰隱居がみとめられた。（徳川禁令考P484）願出隱居の場合には、「私儀隱居被仰付、実子惣領某江、家督無相違被下置候様奉願候」と云う願書を出し、家嫡へ家督仰付けられるよう願置くことが必要であった。

老衰隱居は老衰を理由として、隱居を願うものである。徳川幕府法は、御役御免並びに隱居の原因に関し、老衰と病氣とを明確に區別している。例えば富士見宝藏番頭柴田又十郎の御役御免を「右就老衰願之通御役御免、年寄候迄相勤候ニ付、爲御褒美被下候旨、於御右筆部屋緑類、列座同前、御同人被仰渡、拜領物頂戴之」と記し、また二丸御留守居小川七郎左衛門の御役御免を「右就病氣願之通御役御免之旨、於御右筆部屋緑類、御老中列座、若狹守殿被仰渡之、若年寄衆侍座」と記している。（稲葉家書留）。病氣御役御免を病免と云い、老衰御役御免を老免と云った³⁾。

2. 家督相続人

徳川時代においては、家督相続人は男子一人であって、実子または養子の場合は、これを嫡子或は惣領と云ったが、大名の家嫡を嫡子、旗本御家人の家嫡を惣領と称した。⁴⁾

諸心得問合挨拶留下50条によると寛政十二年六月、本多豊後守留居よりの問合に対する回答「書面嫡子惣領と唱候儀、古来より萬石以上以下共唱方區々ニ有之候得とも、近來は萬石以上並交代寄合迄は嫡子と相唱、其以下は惣領と被存候……」とある。嫡子の身分を取得すべき実子は、必ず出生届が必要であった。出生のときは、虚弱で届出を差控えていたが、後に丈夫に成長したので、届出を出してもよかった。これを丈夫届と云った。

「右私妾腹出生候處、至而虚弱ニ付成長之程難計……此節丈夫罷成候ニ付御届申上候以上」。

(諸例集卷四22第6条)

丈夫届出の大部分は、妾腹に関するものであるが、嫡出子の丈夫届もある。

文化二年五月十三日井上壹岐守より、御用番土井大炊頭様江届「私妻先達出生之次男瀧吉と申、當丑八才罷成候、出生之砌、虚弱ニ而御座候故見合早速御届不申上候、此節段々丈夫罷成候付御届申上候、御聞置可被下候以上」

(諸集卷十90第20条)

家督相続人である嫡子には、次の三種があった。⁵⁾

(1)法定嫡子。

(イ)嫡妻長男。

嫡妻長男は出生届を出すことにより、法律上当然に嫡子たる身分を得た。

(ロ)嫡出次男。

嫡子である嫡出子が死亡したときは、その後に生れた嫡出次男が嫡子となる。

文化元年子年六月十八日阿部播磨守家来長尾伝兵衛よりの問合せ「嫡子死去以後男子生致、二男ニハ候得共、嫡子無之上者、直ニ嫡子ニ相成候而、嫡子願等二者不及儀ニ御座候哉」これに対する回答「書面之趣、此通心得候而宜候、本妻出生之二男候得は願届ニ不及、嫡子ニ相成候事」。(服忌令撰註分釈第67条)

(2)届出嫡出

嫡出長男出生前に妾腹の男子が生れたときには、「後日嫡妻に男子が生れた場合には、右の庶子を次男に定むべき旨を附記した出生届を必要とした。

寛政十年六月寄合肝煎永井左門より羽太庄左門エ問合せ「妾腹男子出生之砌、追而妻腹ニ男子出生候はば、次男ニ仕候と申義ハ不申上、妾腹男子出生と計一通り御届申上置、其後妻腹ニ男子候得は、右妾腹男子次男ニ仕候段、御届申上候儀ニ御座候哉、又は別段御届ニ及不申候哉、」之に対する回答に「妾腹男子出生之節、追而妻腹ニ男子出生仕候は、次男ニ可致御届申聞、追而妻腹出生致候節は、一通之御届計ニ而も可然事」とある。(的例問答下第十四条)

(3)願出嫡子

法定嫡子、届出嫡子が早世し、或は廃嫡されても、嫡子の身分は、血統の自然的順序に従って、法律上当然に被相続人の他の直系卑属へ転降するものではない。嫡子たる身分を取得するためには、必ず被相続人がこれを嫡子に選定して、願出づることが必要であった。此の場合の嫡子選定は、血統の自然的順位によるのが法律上当然の順序であった。換言す

れば、被相続人の血族間に家督相続人となるべき法定順位は存在せず、ただ家督相続人に選定されるべき法定順位だけが確定していた。⁶⁾

具体的にその順位をのべると次の如くである。

(イ)孫

先嫡子に男子がある場合には、被相続人は嫡庶長幼の順に従って、孫を家督相続人に願出づるのが通常であり、嫡孫承祖願を出したのである。

(ロ)次男以下諸子。

先嫡子に男子がなく、または、嫡孫承祖に適当でないときには、被相続人は先嫡子の兄弟である諸子の中の一人を嫡庶長幼の順序に従って、嫡子に願出た。これには「嫡子願」「嫡孫承祖不奉願書」「医師名前書」の三書を添える必要があった。

IV

徳川時代の相続において、注目すべきは家督相続人の排除の制度である。被相続人は次の様な法定の理由があるときには、法定または選定の嫡子を廃除して、他の直系卑属、もしくは、養子を以てこれに替えることが出来た。次の場合に行われた。⁷⁾

(1)病身或は虚弱。

嫡子または嫡子順位者が、病身或は虚弱で「往々私家督相続仕、御奉公相勤可申身体無御座」のような場合には、其の旨を記した書面を差出すことが必要であった。寛政五年松浦壹岐守嫡子届に添えたる別書に「私妾腹之男子兄太郎吉儀、嫡子可仕候處、出生之砌より至而病身ニ有之、医師等其外町医師手医師等エも爲相見、種々療養仕候處、歩行等可仕躰相成候得共、一躰病身ニ而精心行届不申候故、猶又此節橘宗仙院山添照春院エも様子爲見候處、右之様躰ニ而末々全快可仕躰無御座候段、宗仙院照春院も申聞候、右之通ニ而末々御奉公可仕躰無御座候、依之不得止事弟源三郎儀嫡子仕候段、御届申上候儀ニ御座候此段御聞置可被下候以上」。(諸例集卷十四99. 32条)

この嫡子の廃除を嫡子退身または惣領除きと云った。この願書には医師名前書を添付した。

(2)不行跡

嫡子または嫡子順位者に著しい不行跡があった場合には「御奉公相勤可申躰」ではないので、相続の地位より排除された。「嫡子最初之生れを嫡子とす、嫡子ニ而も病身等ニ而退身歟、或身持不宜家督不讓歟…ニ而、其家相続致候節は、末子之服忌十日三十日と相成候也」。

(服忌令撰註分釈、仁、十部首條)

(3)家業不器用

特定の家業、例えば儒学者、医師のような家業で奉公する家においては、不器用のため家業を継ぐことができない場合には、廃嫡を願出でることが許された。文化十四年松平加賀守家来より次の如き問合せをしている。「一嫡子、家芸等未熟ニ而、家督不致相続、二男致相続、右嫡子別に召出候家筋ニ而は、同姓與申者ニ而、右二男致相続候家筋を本家與は難申候哉」之に対し次の如く回答している。「書面之趣、二男相続致し候而、相除候嫡子、別段被召出候得は、二男相続之家は家元與唱候」。

ところで、現行の我国の民法では、推定相続人の廃除の制度を設けている。(民法 892条以

下)

これは被相続人の請求により、相続人の資格を失わせるものである。相続欠格の制度とは異なり、当然に、相続人がその相続資格を失うのではなく、被相続人の要求によって、相続人の資格を失わしめるものである。一定の甚しい非行などがあり、その者に相続させたくないと思うときに行われる。子、配偶者、直系尊属に対して、行うことができる。廃除の方法は申立、または遺言により、家庭裁判所の審判により廃除される。(民法892条, 893条)

廃除の事由は

a. 相続人が被相続人に対して、虐待をなし、もしくはこれに重大な侮辱を加えたこと(民法892条)

b. 被相続人にその他の著しい非行があったことである。(民法892条) どのような行為が著しい非行に該当するかは、具体的事例にもとづいて裁判所が判断するが、子が理由もなく親の意に背いた放恣な結婚をしたとき、犯罪による処刑、浪費などが考えられる。⁸⁾しかし基本的人権や個人の尊厳が大切にされる現在においては、「著しい非行」について、これを拡大的に解釈したり、濫用したりすることのないように注意すべきであろう。廃除を請求し得るのは、被相続人であり、その請求権は、一身専属権であるので、他人が代理行使することはゆるされない。

そもそも、相続がみとめられる根拠は、第一に私有財産制度の下では、自分の死後、財産を自分の家族や近親者に所有させたいと願うのは、人間の自然の感情であり、これがみとめられることにより、ますます、社会的に活動するように努力する。第二に私有財産制度の下では、個人は自分の財産と能力によって生活しなければならない。そのためには、財産の相続をみとめることが適当である。この意味において、相続制度は私有財産制度の死後への延長とも言うことができよう。ところで、相続人排除の制度はこれらの相続制度の存在理由に照らして特定の相続人に相続させることが適当でないと考えられる場合に、相続権を剥奪する制度である。鎖国を行っていた徳川時代において、欧米の自由民権思想や基本的人権の尊重の思想の影響を受けているわが国の現行民法の相続法の相続人排除の制度をすでに取り入れていたことは、驚嘆すべきことである。

V

徳川時代においても、嫡子または嫡子順位者が法律上、当然に其の資格を喪失する場合すなわち、相続欠格の制度があった。次の如き場合に行われた。⁹⁾

(1)出家したとき。

(2)他家の養子となったとき。

「嫡子最初之生れを嫡子とす、嫡子ニ而も病身等ニ而退身歟、或身持不宜家督不讓歟、或他家ニ無據子ニ遺候歟ニ而、其家相続不致候節は末子之服忌十日三十日と相成候也

(服忌令撰註分釈、仁、十部首條)

(3)父より久離されたとき。

この場合は、其者の子も亦、嫡孫承祖の資格を失うことになっていた。

文政五年十一月廿七日大目付ニ差出候處、御附札相済「実子有之孫出生之後、右実子身持不埒ニ付旧離致し候處、外ニ惣領可致子供無之時者、右孫を養子ニ相願、家督相続之

儀は不苦筋ニ御座候哉、但嫡孫承祖之儀は不相成筋と奉存候、……奉伺候以上」これに対する回答「書面之通は久離いたし候え忝を嫡孫承祖ニいたし候儀は御家ニ無之義ニ付、難及挨拶」。(諸例撰要卷二第一條)

(4)父母のどちらかが出奔したとき。

しかし、宝暦九年に母の出奔は関係なきことに改正された。

寛政九巴年六月奥御右筆青木忠衛門エ左之通聞合候處下ケ札ニ而挨拶来ル「御目以下之者部屋住之実子惣領出奔いたし、右惣領之子を嫡孫承祖ニ相願候ても宜候哉、右類例等も有之候哉御問合申候、下ケ札書面之趣ハ嫡孫承祖ニハ難相成筋之ものと被存候」(徳川禁令考第四帙)

(5)重罪を犯し、處刑されたとき、

例えば、改易に處せられた場合がこれにあたる。

改易のための承祖願

戸田八郎兵衛

八郎兵衛実子惣領

戸田主馬

主馬実子惣領

戸田 登

右私実子惣領戸田主馬去ル申年十二月改易被仰付、主馬実子惣領戸田登儀嫡孫承祖奉願候以上

宝暦三癸酉年二月 戸田八郎兵衛判

市川出雲守殿

山本大膳 殿 (古事類苑政治部第三P703)

徳川時代においては、幕府は將軍と諸大名との間に、支配服従の関係を確立するために、大名領地を没収したり、削減する改易をしきりに行った。二代將軍秀忠が改易した大名は41名にのぼった。お目通りにより忠誠を示した参勤を拒んだために、越前藩主松平忠直は改易された。¹⁰⁾

(6)養子後、出生の実子は父が養子を離縁したときには、父の家嫡となることがゆるされない。養子を離縁した場合には、其子もこれを嫡孫承祖に願出でることはゆるされない。これは元来、其子は養子と共に、養家を去って、養子の実家へ入るからである。

現行民法においても、相続欠格の制度がある。これは相続人としての資格を奪う制度であり、法律上当然に。相続の資格が失われるのである。相続は被相続人と相続人との間の緊密な協同的關係を基礎とするから、相続に関して、重大な不徳行為のあった者に対して、民法は相続権を剥奪し、相続人たるを得ないことにした。(民法891条) 欠格原因は、次の五種である。

a. 故意に被相続人または相続について先順位もしくは、同順位にある者を死亡するにいたらせ、またはいたらせようとしたために刑に処せられた者。(民法891条①)

b. 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族であったときはこのかぎりでない。(民法891条②)

c. 詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をなし、これを取り消し、

またはこれを変更することを妨げた者。(民法891条③)

d. 詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させまたはこれを変更させた者。(民法891条④)

e. 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者。(民法891条⑤)

相続欠格制度は、ローマ法の相続欠格に由来すると云われる。相続欠格は、ゲルマン法においても行われた。この制裁の本質ないし根拠は二つの側面より考えられる。家族主義的相続観に立つときは、相続欠格は、家族的血縁的協同体に対する不忠誠に対して制裁を加えたものと考えられる。家族主義的相続観とは、血族協同体や家産思想を前提として、財産のほか、祭祀の相続、あるいは、血縁団体の統率者の地位を重視する考に立つ見方である。他方、相続を財産相続と考え、遺言相続にみられるような個人主義的相続観に立つときは、個人法的財産取得秩序を乱す違法な行為に対する制裁と考えられる。¹¹⁾

VI

次に徳川時代の相続法と、わが国の現行民法の相続法とを比較してみよう。まず第一に最も根本的な相違は、それぞれの社会的背景とそれにもとづく相続に対する考え方、いわゆる相続観の相違である。徳川時代においては、相続は大名を統制するための一手段と考えられていた。しかも当時、幕府の官学は、藤原惺窩、その門人林羅山を中心とする朱子学であり、幕府はこれらの学者を登用し、幕府の文教にあずからせた。朱子学においてはとくに、大義名分を説いた。従って、相続制度は、主君に対する奉公と御恩という関係を骨子としていた。ところで、近代欧米の自由、平等、個人尊重の思想の影響を受けている現行民法の相続法においては、相続を個人主義的、社会的目的の錯綜したものとして、とらえる考え方が支配的である。(ラードブルグの法哲学田中耕太郎訳)

財産はもともと、夫婦、親子、親族などの一定の身分的關係で結ばれている家族血縁協同体に属するものと考えられていた。すなわち、家産意識が強かったのである。そして、家族員が相互に扶養しあう関係で、強く結ばれていた。しかし、民主主義的思想の発展に伴って、個人を重視する考え方が、だんだん強くなり、共同分割主義と云う方向に進んだのである。以下徳川時代の相続法とわが国の現行相続法の相違点を簡単に表にまとめてみよう。

わが国の現行相続法	徳川時代の相続法
(1) 死者の財産の承継。 (2) 相続開始の原因は、 被相続人の死亡のみ。 (生前相続、隠居の制度なし)。 (3) 分割相続主義。 (4) 配偶者相続制の採用 (5) 相続財産は積極財産のほか消極財産。 (6) 遺留分の制あり。 (7) 遺言相続制あり。	(1) 封祿と家名の承継。 (2) 相続開始の原因は 被相続人の隠居と死亡。 (生前相続、隠居の制度あり)。 (3) 家督相続、一括相続。 (4) 配偶者は相続権ない。 (5) 主として封祿。 (6) 遺留分の制については見あたらない。 (7) 封祿について、遺言相続なし。普通 財産においては遺言相続制あり。
(8) 相続人排除、相続人欠格制度はわが国の現行民法の相続法、徳川時代の両方に、 ともに、存在し表面的には相違しないようであるがその制度の根本精神がことな る。	

VII. む す び

徳川時代の相続法は、鎖国当時としては、非常にすぐれた一面をもっているが、しかし民主主義が発達し、自由、平等、個人の尊厳、基本的人権の思想の発達した現在にくらべると隔世の感をいだかざるを得ない。

参考・引用文献

- | | | | |
|-------------|-------------------|---------|-------|
| 中 田 薫 著 | 法制史論集（第一巻） | 岩 波 書 店 | 昭和45年 |
| | 徳川時代の家督相続法 | | |
| 青 山 道 夫 著 | 家 族 法 論 II | 法律文化社 | 昭和46年 |
| 青 山 道 夫 著 | 家 族 法 入 門 | 法律文化社 | 昭和44年 |
| 三 浦 周 行 著 | 法 制 史 の 研 究 | 岩 波 書 店 | 昭和48年 |
| 石 井 良 助 著 | 日 本 法 制 史 概 要 | 創 文 社 | 昭和39年 |
| 高 柳 真 三 著 | 日 本 法 制 史 (一) | 有 斐 閣 | 昭和50年 |
| 家 族 法 大 系 編 | 家 族 法 大 系 相 続 (1) | | |
| 刊行委員 員 会 | 幾 代 通 , 宮 川 澄 | 有 斐 閣 | 昭和40年 |
| (1) 中 田 薫 | P. 493 | | |
| (2) 中 田 薫 | P. 528 | | |
| (3) 中 田 薫 | P. 150 | | |
| (4) 中 田 薫 | P. 503 | | |
| (5) 中 田 薫 | P. 505 | | |

- (6) 中 田 薰 P. 512
- (7) 中 田 薰 P. 518
- (8) 青 山 道 夫 P. 286
- (9) 中 田 薰 P. 525
- (10) 朝 日 新 聞 昭56. 5 17掲載
- (11) 幾 田 通 P. 66

愛媛県における食事文化伝承に関する一考察 (其のⅣ)

—愛媛県魚島村魚島の副食物文化を中心として—

薦 田 道 子

今治明德短期大学

A Study of the Traditions of Dietary Culture in Ehime Prefecture (No.4)

—With a Point of View on Side-dish Culture at
Uoshima in Uoshima Village, Ehime Pref.—

Michiko KOMODA

Imabari Meitoku Junior College

1. 緒 言

筆者は既報において魚島の食生活概要⁹⁾・主食文化¹¹⁾について述べたが、今回は主として副食物について報告する。

II. 調 査 方 法

役場及び婦人会の協力を得て調査用紙20部(1部10枚綴りで1人1部宛)配布、回収率100パーセントであった。聞きとり調査では男性5名(50才~83才まで)、女性5名(40才~80才まで)の10名よりの記憶をまとめ、副食物、調味料、貯蔵加工、魚島料理の5項目に分けまとめた。今から約50年~70年前の魚島での食生活が、これで或る程度判明、体系化されたといえよう。現在人口は481名、うち男性237名、世帯数は197、全国地方自治体の中でも6番目の小規模村である。島の概要については既報⁹⁾を参照されたい。

III. 結果及び考察

副食物のことを「さい」「おかず」「かてもの」などと呼んでいるが、「かて」とは「か

てる」の意「かてる」とは加えること、又は添えることを意味し、従って主食物に添えたり加えたりする副材料を総称して副食物という。副食物を畑作の物、魚類、海藻類、肉類の4つに分け考察する。

〔A〕副食物

① 畑作のもの

ハクサイ・ホウレンソウ・トクナ（高菜）・ダイコン・ニンジン・カブ・キュウリ・ゴボウ・サヤマメ・サヤエンドウ・ナス・カボチャ・ネギ・ソラマメ・サツマイモ・ジャガイモ・ダイズ・アツキ・ササゲが自給自足程度に作られていた。サトイモは水不足のため思うように出来なかった。

表Ⅰ. 畑作物の種類とその食べ方

食 品 名	食 べ 方
ホウレンソウ	(ゆでる・あえる) ・醤油をかける (50%) ・醤油をかけて白ゴマをふる (20%) ・ゴマをすり、砂糖と醤油で調味し、あえる (20%) ・砂糖と醤油に浸してから食べる。 (10%)
ナ ス	(煮る、炒める、漬ける) ・砂糖と醤油で煮る (55%) ・油で炒めて塩で調味 (15%) ・塩で一夜漬け又は糠漬け及び粕漬けする (15%) ・生のまま細かく切って醤油をかける (15%)
キ ュ ウ リ	(あえる・漬ける) ・生のまま適当に切って醤油をかける (40%) ・酢物にする (30%) ・塩で一夜漬け又は糠漬け及び粕漬けする (30%)
ニ ン ジ ン	(煮る・酢物) ・砂糖と醤油で煮る (80%) ・生で細かく切って酢物 (10%) ・油で炒めて醤油をかける (10%)
ゴ ボ ウ	(煮る・揚げる・炒める・漬ける) ・醤油と砂糖で煮る (55%) ・油で揚げる (15%) ・油で炒める (15%) ・さつとゆでて味噌に漬け込む (15%)
カ ボ チ ャ	・煮る・揚げる) ・砂糖と醤油で煮る (80%) ・油で揚げる (10%) ・汁物の実 (10%)

食 品 名	食 べ 方
ダイコン	(煮る・漬ける・干す・卸す) ・砂糖と醤油で煮る (40%) ・糠及び塩で漬ける (20%) ・切り干しにする (20%) ・汁の実 (10%) ・卸す (10%)
カブ	(漬ける・酢物) ・漬け物 (50%) ・酢物 (50%)
サツマイモ	(蒸す・煮る・干す) ・蒸す (40%) ・ご飯に入れて炊く (30%) ・砂糖と醤油で煮る (15%) ・干す (15%)
イモづる イモの葉	(ゆでる・漬ける) ・ゆでてお浸し (50%) ・塩及び糠で漬ける (50%)
ジャガイモ	(煮る・ゆでる・蒸す) ・砂糖と醤油で煮る (50%) ・蒸す (30%) ・ゆでる (20%)
キンカントマト (小実トマト)	(生のまま) ・生のまま (50%) ・砂糖をかけておやつ (5%)
ツワブキ	(ゆでる・煮る) ・ゆでて漬け物 (50%) ・砂糖と醤油で煮る (30%) ・巻きずしの材料 (20%)
ニラ	(煮る・炒める) ・醤油と塩で雑炊 (65%) ・他の野菜と一緒に煮て醤油で調味 (25%) ・炒めて塩で調味 (10%)
イソナ (ツルナ)	(ゆでる) ・ゆでて味噌で和える (50%) ・ゆでて醤油をかける (50%)
イタドリ	・生のまま塩をつける (80%) ・生のまま砂糖をつける (20%)

食 品 名	食 べ 方
ワ ラ ビ	(煮る) ・砂糖と醤油で煮る (50%) ・砂糖と醤油でつくだ煮 (50%)
小 豆	(ご飯・あん) ・餅及び団子を作る時のあん (70%) ・小豆ご飯 (30%)
大 豆	(味噌・煮る) ・味噌を作る (80%) ・煮て醤油と砂糖で調味 (10%) ・黄粉にひく (10%)
サ サ ゲ	(ご飯・あん) ・餅のあんにする (80%) ・ご飯にする (20%)
インゲンマメ	(煮る・ゆでる) ・砂糖と醤油で煮る (70%) ・ゆでて和え物 (30%)

表 I の如く調理法の代表的なものは、砂糖と醤油を用いた煮物で、次いで漬け物、蒸し物、和え物、酢物の順となっている。従って焼くことや炒めることは珍らしかった。多く使われていた材料はダイコン、サツマイモでダイコンは漬け物の他に干物にして保存されていた。サツマイモは蒸して朝食の代りにして食べたり、飯に入れて炊き込み、又カンコロ芋⁹⁾として保存貯蔵されていた。

これらの作物は山の斜面を切り開いて作られたが、水を運搬したり、出来た物を運ぶには相当の苦勞があり、「ゆんぐり」(写真①)や桶を頭にのせて山の下まで歩いた。頭の上に物をのせる姿をここでは「かべる」(写真②)というが、担うより動き易いと話していた。魚島は狭い「しょうじ」⁽¹⁰⁾の写真①)に囲まれているが、この狭い間を縫うかのようにして歩く「かべる姿」は印象的であったという。現在では薪木をかべた姿を時折見ることがある。又水の運搬には「さす」(長い棒)の前後に桶を担ったりもしていたが、水不足で悩まされた島だけに大変だった。

② 魚 類

魚島は其の名の如く魚の島で明治時代に朝鮮まで出漁したことはすでに報告⁹⁾した通りであるが、海岸端に備えつけられたイワシの平釜のあとは当時を物語っている。

表II. 魚の種類とその食べ方

調 理 法	魚 の 種 類
煮つけに適するもの	カレイ・イカ・ホゴ・アコ・メバル・アイゴ ボラ・シャクエビ・ハゲ・カナガシラ
焼きものに適するもの	キスゴ・イカ・コノシロ・タイ・サワラ・ヒラゴ・ハマチ チヌ・スズキ・エビ・ギザミ・タチ・サゴシ・エソ・アジ・ハモ
天ぷらに適するもの	キスゴ・カレイ・イカ・タチ・ドンコ エビ・アジ・エソ・メブト
刺身・洗いに適するもの	カレイ・イカ・ボラ・アコ・タコ チヌ・ハマチ・スズキ・タイ
吸物に適するもの	キスゴ・チヌ・スズキ・タイ
つくだ煮に適するもの	メブト・エビ・イカ・カレイ・サザエ
ご飯に適するもの	メバル・カレイ・ホゴ・アコ・チヌ・タイ・ハゲ・ヤヤギ
酢物に適するもの	キスゴ・コノシロ・カキ・ヒラゴ・ ナマコ・メブト・タコ・イカ
加工品とされるもの	エビ・メブト・デベラ・グチ・イカ・エソ・魚の子

以上表IIのように魚の種類は多く又、その漁獲量も豊富であった。代表的なものについて記す。

④ 鯛

鯛といえば魚島、魚島といえば鯛、即ち「魚島の鯛は腐っても鯛」といわれている如く色、味共に良好で鯛飯・汁物・煮物とその調理法も種々あり、日常料理、来客料理、行事料理など多く用いられた。桜の花の咲く4月頃になると産卵期を迎えた多量の鯛がこの魚島近海に集ってくる。丁度桜の花が一度に咲き誇ったかの如く、誠に美しい。漁撈方法は、大正半ば頃から大正末年にかけて行なわれた刺網法と罾網法で前者は魚が泳いでくると、その勢で網目に絡まる方法。時期は春4月から6月、時刻は夕方の6時頃から朝方頃までで、とれた鯛は尾道、大阪方面をはじめ、今治方面に出荷したものであった。後者のとり方は前者の刺網法より大がかりなもので、網船、イカリ船、指揮船など8隻〜10隻に、50人〜60人程度の人が集って網をおろし固定させ次第に引き揚げるというもの。最も隆盛を極めた大正末期頃までは1シーズンに3万〜4万尾もの鯛がかかったというから大変な大漁でその時の祝宴はたいしたものだった。先づ最初に網にかかった鯛を恵美須さん(蛭子神社)に供えるが、「大玉えびす(おおだまー)」と唱えながら鯛を3回投げつけて供え、拝む。お供えが終ると鯛を大根なますにして皿に盛り、もろふた(室蓋)に入れてかついで一軒一軒配る。島ではこの行事を「しおきり」と呼ぶ。又鯛網漁が近づくると大玉様を祀る行事が行なわれるが、まず木槌をかついだ1人の網子と御神体を祀ってある桶をかついだ1人の網子の計2人が村中を「ひっこめ、ひっこめ」と叫びながら走り回る。この時女の人が外出することは禁じられているが、もし外出した時はこの走っている網子の木槌でたたかれるという。走った網子は再び網元に帰って御神体を祀りその家でご馳走になる。

㊦ エビ・ジャコ

エビ・ジャコの漁撈法は帆打瀬網法といって、海底の魚を風力によって操業するところの網法で非常に困難だった。とったエビ、ジャコは海岸に用意されていた平釜でゆでて乾したもので尾道方面に出荷した。

㊧ イワシ

イワシは朝鮮出漁⁹⁾によって巨済島附近でとっていた。即ち巾着網法によるもので、巻網ともいう様に網を巻くようにしてとる。とれたイワシはイリコ（煮干）に加工して下関方面に出荷されたものである。又大きいイワシは氷詰めなどにもしていたという。

㊨ イカ

巾約90cm、長さ約50cmのドブチと呼ばれる木製の台に竹枠を半円筒型にとり付け、イカが侵入しても出ないように入口に網を張ってイカ巣を作る。更に中央にはイヌツゲの木を今治方面から買ってきて、入れておくが、この木に産卵する為イカがやってくる。1株(1箇)のイカ巣に多い時は約20尾位とれるというから一軒の平均持ち株約500株とすると1万尾もの大量のイカを収穫していたことになる。

㊩ ボラ

季節を問わず年中行なわれるものに1本釣りがある。1本釣り糸で釣る方法である。ボラは雑食性で水底にいる小エビの他に、動植物の遺体や排出物又は石に付着している海藻類を泥と一緒に吸い込むので場所によっては泥くさくて食べられないともいわれているがこの魚島のボラは実に美味で上記の泥くさい感じなど全く感じられない。従って煮付け、刺身、洗い、味噌汁と多くの料理に使われ人々の舌を満足させる。又ボラは出世魚といわれ、めでたい縁起物として使用される。もともと威勢の良い魚で泳ぎも力強く、又ジャンプをするといわれ人の成長及び出世にあやかって料理されるという。稚魚の「イナ」(写真③)から「ボラ」に出世するという。

㊪ アイゴ(写真④)(藍子)

硬骨魚類、アイゴ科に属する魚で、全長約30cm以上の熱帯性のもので7月から8月頃が産卵期でインド洋及び太平洋に広く分布している。海藻を食べる関係上やや磯くさいといわれるが焼物、煮物などに好適である。しかし不思議にもこの地では昭和25年～30年位の間のみでその前後は全く姿をあらわさなかったというが、潮の流れの関係上であらうか、古老たちは「まぼろしの魚」とさえ呼んでいた。高知県では「アエ」とも呼んでいるという。

③ 海藻類

ワカメ、テングサ、アオサ、オゴノリ、イギスなどで次のように調理される。

種 類	食 べ 方
ワ カ メ	味噌汁、酢物、ご飯、煮物、和え物
テ ン グ サ	ところ天
ア オ ノ リ (アオノリ)	つくだ煮、汁物、ふりかけ
オ ゴ ノ リ	酢味噌和え、酢物
イ ギ ス	いきず豆腐

④ 肉 類

四つ足肉として肉を食べることを極端に嫌った。特に女性が食べると四つ足の子供が生まれるとまで信じていた。しかし明治時代には飼育中の鶏をしめて肉を食べたこともあったという。牛肉 100 匁のねだんが35銭であった。

〔B〕 調 味 料

㊦ 味 噌

味噌は殆どどの家で作っていて麦 1 斗に大豆 2 升、塩 1 升（塩は家によって多少その割合が違っている。）の割合が一般的な分量である。又作る量は一軒 4 斗樽 2 丁（2 本）で比較的多い。作る方法は麦を蒸して、むろふたに入れ種麴を加えて 2 日～3 日放置する。こうして出来た麦麴に塩と大豆を混ぜ合わせ樽につけ込む。酒をふると味が良い。この島では味又結婚の第一条件ともいわれている。従って味噌を店で買うものなら家や嫁の恥ともいわれたものである。

㊧ 醬 油

日常のおかずは煮ることが最も多かった為醤油の使用量も多く尾道市及び今治市方面から購入していた。

㊨ 砂 糖

種類は黒砂糖、黄砂糖、蜜で白砂糖はなかった。蜜は液体であるので茶碗を持って買いに行ったが 1 杯が 2 銭であったという。主として餅及び団子のあんに又野菜や魚の煮付けに使われていた。

㊩ 酢

すし、酢物などに用いられた。勿論家では作れないので酒店に買いに行く。

㊪ 油

油炒め及び天プラに用いる。

㊫ 塩

米屋で塩は販売していた。

〔C〕 嗜 好 品

㊬ 酒は村の年中行事や家庭の祝日、又漁撈の網元での宴の時には必ず出されたもので、先づ神に供え家の安泰や漁撈の健全などを祈ったものである。酒の肴によく用いられた料理は刺身、煮付け、酢物などであった。なお大正 6 年頃の酒代は 1 升（1 本）50 銭で米 1 升が 13 銭というから酒は随分高かった。

㊭ 茶

玄米茶、番茶、麦茶であったが、食事が終わった際は箸を洗い清めて吞んだという。一つの厳しい食卓作法でもあった。

〔D〕 貯 蔵 ・ 加 工 ・ 保 存

㊮ サツマイモ

サツマイモの貯蔵には屋内と屋外の両者があった。前者は玄関の土間を 1 米四方の大きさに切ったもので即ち深さ約 1 m・奥行約 2 m 程の長方形に床下を掘り開いて内側は土く

ずれせぬようセメントで囲み丈夫なものに作ってある。後者は畑を掘って底及び周囲を藁で囲み、表面は藁やむしろで蓋のようにおおって更に上に土をかけている。この中に多量のサツマイモを貯えるのである。加工は油で揚げた「芋菓子」うすく切って干した「カンコロ芋」などが多く作られていた。

㊤ 麦

麦は麦船(写真⑤)という箆筒型のものに貯えたが、普通の箆筒でなく、はめ込み式の板を麦の減り具合の高さによって1枚ずつ横に取りはづすようになっている。一般に玄関の土間に置かれている。現在で殆んどの家で麦船はとりこわされているが、横井辻松宅では黒びかりした昔のままの麦船が残されている。しかし中には漁撈用の道具がしまわれていたが高さ約1.5m、幅約2m位の大きさのものである為、置き場所に相当の面積がとられていた。

㊦ 野菜

一番多く貯蔵加工されていたものはダイコンでいわゆる漬け物である。粕漬け、糠漬け味噌漬けで3食に欠かせぬ程の副食物であった。特にダイコンやキュウリは一般に料理するというよりも漬け物という形で食べる方が多く、大家族の家庭では2斗樽1丁を10日間位で食べたという。漬け物がおいしいので飯もおのづと進むようであった。漬け方には次の方法が普通一般法であった。

・糠漬け

ダイコン4本～5本を束ねて竿に干し約10日～12日間位要す。即ち「の」の字に充分ダイコンが曲る程に干すことが肝心である。ダイコン50本に対する混ぜ糠の分量は、塩5合、糠2kgで、この混ぜ糠を先づ桶底に振り上に干したダイコンをすき間なく置く、又次に混ぜ糠を振り上にダイコン、次に混ぜ糠と交互に並べて漬け込むが、干葉(ダイコン葉の干したもの)を一番上におき更に上から落し蓋をして重しをする。現在は糠の素を用いるそうである。

・粕漬け

ダイコンは皮をとって1日～2日干し、次に塩で2日～3日下漬けをする。出た水を捨て、どんぶり1杯位の水を入れて1日放置し今度は出た水を沸騰さして1日に4回～5回かける。こうすれば、べたつかず菌ごたえのある漬物となる。キュウリも同じ方法で漬ける。割合は生キュウリ9kgに酒粕4kg、砂糖1kg。焼酎を入れると、すっぱくなるのを防ぐといわれている。家によれば梅焼酎を入れるという。(大林さわ子宅)

白ウリは2つ割にして中をとりだし塩を8分目(ふねという)入れて上向きにして2日～3日漬け込み後清水で洗って1日かけ干しをする。下漬けの割合はウリ1kgに塩200g程度という。ねり粕500gに砂糖100g、食塩少々、焼酎100ccをよく混ぜ合わせ床を作って漬け込む。(大船フク子宅)

㊧ 魚

塩漬けや塩辛などの多塩法と、日に干す乾燥法がある。前者は小イワシ、エソ、イカ、サワラ、魚の子などを多くの塩で漬け込む方法、後者はジャコ、エビを平釜でゆでてから日に干して乾燥させる。その乾燥の方法にはデビラ(デベラ)のように(写真⑥)針金や藁に通して吊す方法と、メブト(ジャコ)(写真⑦)やエビ(写真⑧)のように、ごぎに並べて干す方法がある。

㊥ 海藻類

イギス、テングサを日干して乾燥させ保存する。必要に応じてこれを煮てイギス豆腐やところ天を作る。(魚島料理の項参照)

のりは自然に生育するのをつまとりミンチに切断した後、すきながら1枚づつ水をきって乾燥させ、すから海藻をはづす。

㊦ その他

・梅干し漬

梅を蓋つき容器で1日放置しておくとしやわらかくなるが、こうした梅を1日水につけあく抜きをした後、梅、塩、梅と交互に漬け、しそは塩でよくもんで梅の上におく、ナイロンでおおって暗所におく。土用の日に一度土用干しを3日3晩すると果肉が柔らかくなり又腐敗をも防ぐという。漬ける割合は勿論家々で多少相異点もあるが、次の割合いが最も多かった。即ち梅1kgに対し塩200g～300gで、しその葉は300g～350g程度であった。

・らっきょう漬

ラッキョウ1kgに対して塩100g、酢300cc、砂糖60g、赤唐辛子2本程度の割合いで漬けるのが最も多く上記の粕漬けと同様酢は一度煮て冷やして加えると歯ごたえがよいという。

・梅焼酎

梅1.2kgにアルコール分30度の焼酎1升それに砂糖1kgの割合いで漬け込むが夏は水で割って飲料水に美味である。又腹痛や食中毒時にも腸を整えるのでよいとされている。

(E) 魚島料理

① にごみ飯(炊き飯)

魚、野菜、コンニャク、カンピョウ、油揚げ、高野豆腐を細かく切って米と共に煮上げるが味のつけ方は塩と醤油。

② いお飯(魚飯)

魚飯のことで米の上に魚をのせて炊き上げる。後骨と身を分けて身の方は飯と混ぜる。ニンジン、油揚げなど加えてもよい。調味は塩と醤油。

③ な飯(菜飯)

主にタカナを用う。少量のニンジン、コンニャク、カンピョウなどを加え調味は塩と醤油。

④ さつま飯⁹⁾

白身魚の焼き身をよくすり鉢ですって赤味噌とよく混ぜ合わせ、弱火で焼く。これを煮出汁でのばし(冷や汁でのばす)、あたたかい飯(麦飯)にかける。薬味は葱のみじん切り。

⑤ ふき飯

フキ、ニンジンで普通に炊く。調味は塩と醤油。

⑥ 魚島ずし

スズキ、キスゴ、エソ、タイ、チヌなどの白身魚、またはエビとニンジン、ゴボウ、レンコンなどを主材料として作ったすしで魚を多く用いるので大変美味である。合わせ酢の割合は米1升に対して酢1合2勺、塩25g、砂糖170gで比較的酢と砂糖が多い

① 包丁汁

メリケン粉を水でこね棒状にして直径1cm～2cmに伸ばしたものを小口から2cm位に切りゆでて種々の野菜と共に煮て白味噌で調味した汁。

② 粕汁

ブリ、ゴボウ、ニンジンなどを粕汁の中で煮込んだ汁。大変おいしい。

③ 鯛の吸物

うすいかつをの煮出汁に霜降りした魚を加え塩と醤油で調味する。

④ ボラの赤味噌汁

ボラの切り身を出汁の中で煮て赤味噌で調味し青葱をちらした汁。ボラの味がよい。

⑤ ボラの煮付け

ボラを砂糖と醤油で煮込む。ボラは泥くさくなく淡白で美味しい。

⑥ ボラの洗い

刺身よりやや薄く切って氷の上に張るようにして盛る。身がひきしまって歯ごたえもよい。

⑦ ござれ

大豆粉を水でねって団子を作りダイコン、コンニャク、ニンジンと共に煮込んだもの、調味は塩と醤油。

⑧ エビのつけ焼き

エビ4匹～5匹を妻揚げに刺して、みりん、砂糖、醤油の液につけながら香ばしく焼く液には2回～3回つける。割合は砂糖2、みりん1、醤油3のつけ汁。

⑨ 筍のおから漬け

筍は糠を入れた湯でゆであくをとって水にさらす。これをおからと塩を混ぜ合わせた中に漬ける。

⑩ 流し焼き (写真⑨)

メリケン粉を水でといて、フライパンに流し入れてオムレツのように半分に折って表と裏を色づくまで焼く。中に小豆あんを入れる。

⑪ 焼き餅 (焼け餅)

メリケン粉を水でといて、餅のように丸めて中に小豆あんを入れて包み、フライパンで焼く。

⑫ ふくらしパン

メリケン粉を水でねって丸め、中にあんを包み、まんじゅうの形にして蒸す。

⑬ やつちゃ

カンコロ芋を炊きすり鉢ですって破糖を加え更にする。米粉で作った団子をゆでて混ぜ茶碗に盛っていただくが、子供達には、おにぎりにして与える。これはやっ茶、即ちおやつのに食べたもので腹がすいた時に最も手軽に出来るものとして作られたようである。

⑭ メブトのつくだ煮

メブト (ジャコ) を砂糖と醤油で煮てつくだ煮にする。干したメブトを用いる。

⑮ イギス豆腐

乾燥して保存しているイギスを湯でもどし、弱火で煮るが、ニンジン、コンニャク、エビなどの材料と大豆粉とを煮てイギスに混ぜ合わせ塩と醤油でうすく調味して流し固める。

適当の大きさに切って酢味噌で食べる。又魚の子を煮て加える。

⑦ ところ天

テングサを乾燥して保存しているが、このテングサを火にて煮て酢を加え流し固める。醤油と酢の液につけて食べる。夏には特に味が淡泊でおいしい。

IV 総

括

以上魚島に於ける副食物の調査結果を記したのであるが、漁業の島だけに豊富な魚を用いた料理が非常に多い。しかし其の調理方法に於いては極く簡単で味も従って淡泊、しかも素材の味がそのまま味わえる感で大変美味であった。漁撈の点に於いては過去の漁撈方法と現在と相当異っていて、失われた漁撈方法がいくつもあった。漁撈の変遷に関しては江戸時代に今治藩の鯛奉行が滞在したことを皮切りに、干鯛や塩辛の将軍献上並びに魚製品化及び明治16年の朝鮮出漁などその歴史は多くきざみ込まれ今日まで言い残されているが、近年は幾分海の汚れもあってか魚の減少で漁業も不安定を感じているという。しかし現在は海苔の養殖をはじめ、赤貝やハマチの養殖も積極的となって明かるい漁業となっている。水に悩まされ又電気の導入も随分おそかった。いわゆる離島魚島も現在では尾道三原及び今治市などとの交通の便も比較的良くなり次第に発展の途上にある。筆者の魚島での調査も大半終わったようであるが、次は年中行事と料理をと考えているが、今後共研究を深め更に県全域に手をのばし、昔の人々のたどってきた食生活のありのままの姿を古老から聞き大切に伝承して行きたいと思う者である。

此の報文作成にあたって、国立民族博物館助教授石毛直道、日本民具学会幹事潮田鉄雄の両氏に特に種々御教示いただき厚く御礼申し述べます。又魚島村々長、教育長をはじめ小・中学校長、役場の方々、老人クラブ会長、婦人会長、植田旅館、横井定松、金岡義一金岡タキエ、横井キク、天狗丸、横井恵美子、関戸シゲ子、末永弘子、横井映子の皆さま並びに調査に協力いただいた多くの方々に心より感謝と御礼を申し上げます。

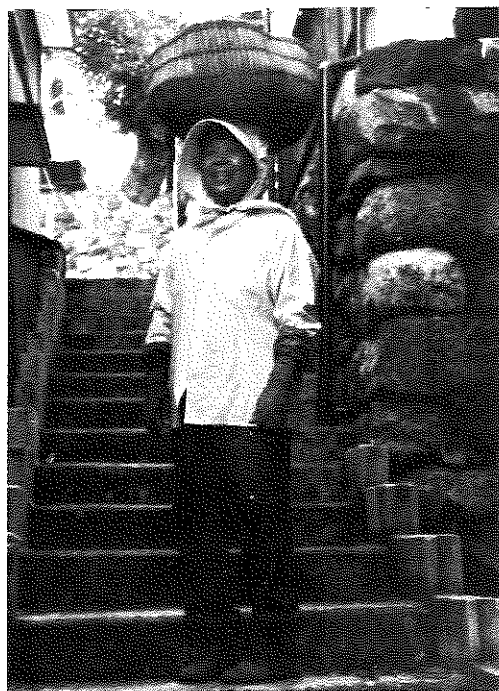
文 献

- 1) 下田吉人, 日本人の食生活史, 光生館 (1965)
- 2) 柳田国男, 第14巻, 築魔書房 (1969)
- 3) 柳田国男, 第25巻, 築魔書房 (1969)
- 4) 瀬川清子, 食生活の歴史, 講談社 (1970)
- 5) 瀬川清子他, 民俗の事典, 岩崎美術館 (1973)
- 6) 愛媛大学民俗学研究会編, 魚島民俗誌 (1974)
- 7) 生活学会編, 生活学第一冊 (1975)
- 8) 石毛直道, 食事と文化誌, 文芸春秋 (1976)
- 9) 薦田道子, 明德短大研究紀要第10集 (1977)
- 10) 宮本常一, 潮田鉄雄, 食生活の構造, 柴田書店 (1978)
- 11) 薦田道子, 明德短大研究紀要第13集 (1981)

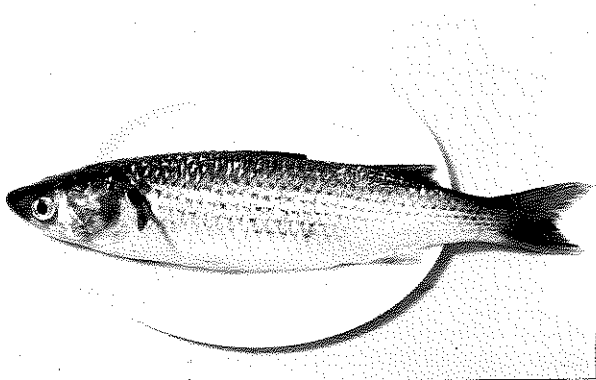
以 上



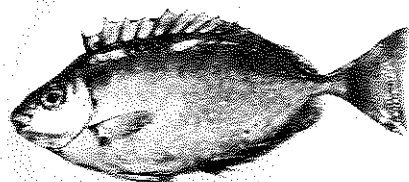
写真① ゆんぐり



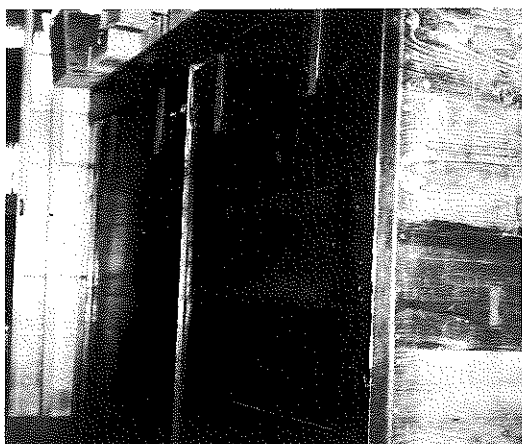
写真② かべる姿



写真③ イナ



写真④ アイゴ



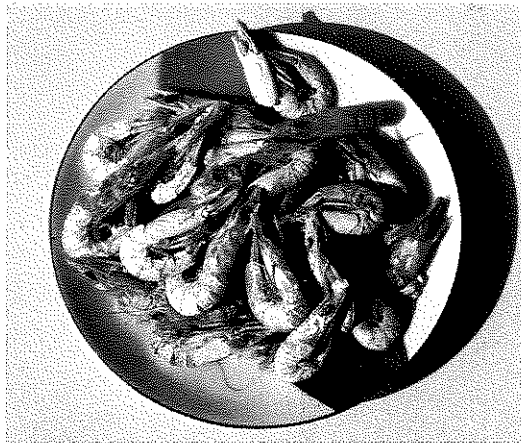
写真⑤ 麦 船



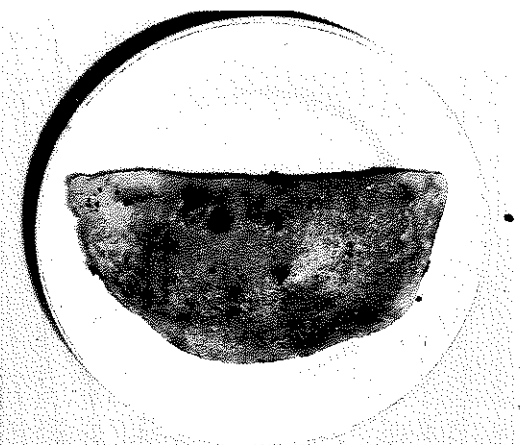
写真⑥ デビラ



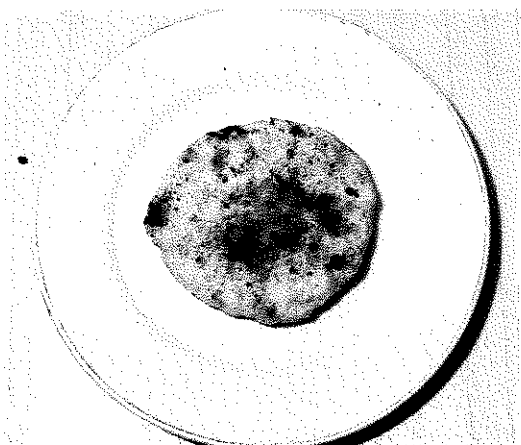
写真⑦ メブトの干物



写真⑧ 干しエビ



写真⑨ 流しやき



写真⑩ 焼けもち (焼きもち)

編集委員長

山本四郎

編集委員

奥田尊睦

丹下ナホエ

渡部英機

小池源吾

昭和57年3月25日 印刷

昭和57年3月30日 発行

㊤ 794

愛媛県今治市矢田西ノ窪688

編集兼
発行者

今治明德短期大学

今治市喜田村

印刷所

原印刷株式会社

TEL(0898) 48-5511

REPORTS OF RESEARCH
IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 14

CONTENTS

A Study of the Extension Work in Imabari Meitoku Junior College	Gengo KOIKE..... 1
A Study of Laws of Succession in the Tokugawa Era	Ichiro OGASAWARA..... 33
A Study of the Traditions of Dietary Culture in Ehime Pref. (No.4) —With a Point of View on Side-dish Culture at Uoshima Village, Ehime Pref. —.....	Michiko KOMODA..... 43

March 1982

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE